

平成26年度

小金井市国民健康保険特別会計予算説明資料

1 国民健康保険特別会計当初予算比較	1
2 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移	5
3 療養給付費等の推移	6
4 小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表.....	7
5 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)・(答申).....	9
6 国民健康保険税算定表	11
7 平成25年度第1回国民健康保険運営協議会資料	16
8 平成25年度第2回国民健康保険運営協議会資料	39
9 国民健康保険事業債元利償還計画表	59

1 国民健康保険特別会計当初予算比較

(歳入)

単位：千円、%

款 項 目 節	細 説	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減額 (25年度・26年度)	増減率 (25年度・26年度)
1	国民健康保険税	2,441,333	2,454,028	2,705,395	251,367	10.2
1	国民健康保険税	2,441,333	2,454,028	2,705,395	251,367	10.2
1	一般被保険者国民健康保険税	2,245,122	2,273,415	2,513,605	240,190	10.6
1	医療給付費分現年課税分	1,393,460	1,415,172	1,519,033	103,861	7.3
2	後期高齢者支援金分現年課税分	566,741	570,102	616,220	46,118	8.1
3	介護納付金分現年課税分	157,408	159,651	237,660	78,009	48.9
4	医療給付費分滞納繰越分	77,542	79,143	80,850	1,707	2.2
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	36,755	37,680	45,976	8,296	22.0
6	介護納付金分滞納繰越分	13,216	11,667	13,866	2,199	18.8
2	退職被保険者等国民健康保険税	196,211	180,613	191,790	11,177	6.2
1	医療給付費分現年課税分	111,975	102,465	104,066	1,601	1.6
2	後期高齢者支援金分現年課税分	47,855	43,000	42,783	△ 217	△ 0.5
3	介護納付金分現年課税分	32,478	29,516	41,206	11,690	39.6
4	医療給付費分滞納繰越分	2,541	4,200	2,068	△ 2,132	△ 50.8
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	797	881	1,049	168	19.1
6	介護納付金分滞納繰越分	565	551	618	67	12.2
2	使用料及び手数料	1	1	1	0	0.0
1	手数料	1	1	1	0	0.0
1	総務手数料	1	1	1	0	0.0
3	国庫支出金	1,949,452	2,086,969	1,997,806	△ 89,163	△ 4.3
1	国庫負担金	1,849,451	1,986,968	1,972,805	△ 14,163	△ 0.7
1	療養給付費等負担金	1,784,560	1,922,995	1,891,774	△ 31,221	△ 1.6
1	現年度分	1,784,559	1,922,994	1,891,773	△ 31,221	△ 1.6
1	療養給付費負担金	1,138,883	1,318,416	1,241,232	△ 77,184	△ 5.9
2	後期高齢者支援金負担金	446,429	416,703	444,360	27,657	6.6
3	介護納付金負担金	199,247	187,875	206,181	18,306	9.7
2	過年度分	1	1	1	0	0.0
2	高額医療費共同事業負担金	46,304	46,304	63,555	17,251	37.3
3	特定健康診査等負担金	18,587	17,669	17,476	△ 193	△ 1.1
2	国庫補助金	100,001	100,001	25,001	△ 75,000	△ 75.0
1	財政調整交付金	100,001	100,001	25,001	△ 75,000	△ 75.0
4	療養給付費等交付金	513,102	394,341	555,911	161,570	41.0
1	療養給付費等交付金	513,102	394,341	555,911	161,570	41.0
1	療養給付費等交付金	513,102	394,341	555,911	161,570	41.0
1	現年度分	513,101	394,340	555,910	161,570	41.0
1	退職者医療給付費分	417,057	307,456	474,512	167,056	54.3
2	後期高齢者支援金分	94,292	85,118	78,874	△ 6,244	△ 7.3
3	退職者介護納付金分	1,752	1,766	2,524	758	42.9
1	過年度分	1	1	1	0	0.0

5	前期高齢者交付金	1,895,382	1,897,930	2,136,545	238,615	12.6
1	前期高齢者交付金	1,895,382	1,897,930	2,136,545	238,615	12.6
1	前期高齢者交付金	1,895,382	1,897,930	2,136,545	238,615	12.6
1	現年度分	1,895,381	1,897,929	2,136,544	238,615	12.6
2	過年度分	1	1	1	0	0.0
6	都支出金	728,833	732,400	684,444	△ 47,956	△ 6.5
1	都負担金	64,891	63,973	81,031	17,058	26.7
1	高額医療費共同事業負担金	46,304	46,304	63,555	17,251	37.3
2	特定健康診査等負担金	18,587	17,669	17,476	△ 193	△ 1.1
2	都補助金	663,942	668,427	603,413	△ 65,014	△ 9.7
1	都補助金	150,000	150,000	70,000	△ 80,000	△ 53.3
2	財政調整交付金	513,942	518,427	533,413	14,986	2.9
7	共同事業交付金	1,010,595	1,010,595	1,065,875	55,280	5.5
1	共同事業交付金	1,010,595	1,010,595	1,065,875	55,280	5.5
1	共同事業交付金	1,010,595	1,010,595	1,065,875	55,280	5.5
1	高額医療費共同事業交付金	179,888	179,888	253,002	73,114	40.6
2	保険財政共同安定化事業交付金	830,707	830,707	812,873	△ 17,834	△ 2.1
8	財産収入	1	1	1	0	0.0
1	財産運用収入	1	1	1	0	0.0
1	利子及び配当金	1	1	1	0	0.0
9	繰入金	1,248,819	1,313,886	1,357,477	43,591	3.3
1	他会計繰入金	1,248,819	1,313,886	1,357,477	43,591	3.3
1	一般会計繰入金	1,248,819	1,313,886	1,357,477	43,591	3.3
1	保険基盤安定繰入金	171,828	221,596	283,865	62,269	28.1
2	職員給与費等繰入金	152,791	168,090	149,412	△ 18,678	△ 11.1
3	出産育児一時金等繰入金	39,200	39,200	39,200	0	0.0
4	その他一般会計繰入金	885,000	885,000	885,000	0	0.0
10	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
11	諸収入	13,581	16,498	18,814	2,316	14.0
1	延滞金・加算金及び過料	7,628	10,929	12,604	1,675	15.3
1	延滞金	7,626	10,927	12,602	1,675	15.3
2	加算金	1	1	1	0	0.0
3	過料	1	1	1	0	0.0
2	雑入	5,953	5,569	6,210	641	11.5
1	過年度収入	1	1	1	0	0.0
2	第三者納付金	3,838	4,521	4,735	214	4.7
3	返納金	1,300	984	1,408	424	43.1
4	雑入	813	62	65	3	4.8
5	弁償金	1	1	1	0	0.0
歳入合計		9,801,100	9,906,650	10,522,270	615,620	6.2

(歳出)

単位：千円、%

款	項	目	節	細説	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減額 (25年度・26年度)	増減率 (25年度・26年度)
1	総務費				152,792	168,091	165,352	△ 2,739	△ 1.6
	1	総務管理費			132,930	142,705	130,023	△ 12,682	△ 8.9
		1	一般管理費		130,015	139,847	127,225	△ 12,622	△ 9.0
		2	運営協議会費		1,014	1,017	1,026	9	0.9
		3	連合会負担金		1,901	1,841	1,772	△ 69	△ 3.7
	2	徴税費			19,862	25,386	35,329	9,943	39.2
		1	徴税費		19,862	25,386	35,329	9,943	39.2
2	保険給付費				6,536,530	6,572,909	6,901,109	328,200	5.0
	1	療養諸費			5,778,168	5,802,068	6,067,208	265,140	4.6
		1	一般被保険者療養給付費		5,144,206	5,265,322	5,483,533	218,211	4.1
		2	退職被保険者等療養給付費		501,799	401,773	444,754	42,981	10.7
		3	一般被保険者療養費		98,403	102,476	105,888	3,412	3.3
		4	退職被保険者等療養費		6,914	6,194	6,345	151	2.4
		5	審査支払手数料		26,846	26,303	26,688	385	1.5
	2	高額療養費			681,536	692,175	755,429	63,254	9.1
		1	一般被保険者高額療養費		612,344	641,472	685,698	44,226	6.9
		2	退職被保険者等高額療養費		68,369	49,880	68,908	19,028	38.1
		3	一般被保険者高額介護合算療養費		687	687	687	0	0.0
		4	退職被保険者等高額介護合算療養費		136	136	136	0	0.0
	3	移送費			70	50	52	2	4.0
		1	一般被保険者移送費		60	40	42	2	5.0
		2	退職被保険者等移送費		10	10	10	0	0.0
	4	出産育児諸費			63,030	63,030	63,030	0	0.0
		1	出産育児一時金		63,000	63,000	63,000	0	0.0
		2	支払手数料		30	30	30	0	0.0
	5	葬祭費			6,000	6,550	6,100	△ 450	△ 6.9
		1	葬祭費		6,000	6,550	6,100	△ 450	△ 6.9
	6	結核・精神医療給付金			7,726	9,036	9,290	254	2.8
		1	一般被保険者結核・精神医療給付金		7,496	8,767	9,020	253	2.9
		2	退職被保険者等結核・精神医療給付金		230	269	270	1	0.4
3	後期高齢者支援金等				1,407,317	1,407,927	1,467,616	59,689	4.2
	1	後期高齢者支援金等			1,407,317	1,407,927	1,467,616	59,689	4.2
		1	後期高齢者支援金		1,407,203	1,407,823	1,467,500	59,677	4.2
		2	後期高齢者関係事務費拠出金		114	104	116	12	11.5
4	前期高齢者納付金等				1,719	1,514	1,074	△ 440	△ 29.1
	1	前期高齢者納付金等			1,719	1,514	1,074	△ 440	△ 29.1
		1	前期高齢者納付金		1,618	1,413	971	△ 442	△ 31.3
		2	前期高齢者関係事務費拠出金		101	101	103	2	2.0
5	老人保健拠出金				64	64	53	△ 11	△ 17.2
	1	老人保健拠出金			64	64	53	△ 11	△ 17.2
		1	老人保健医療費拠出金		1	1	1	0	0.0
		2	老人保健事務費拠出金		63	63	52	△ 11	△ 17.5

6	介護納付金	587,775	587,108	644,317	57,209	9.7
1	介護納付金	587,775	587,108	644,317	57,209	9.7
1	介護納付金	587,775	587,108	644,317	57,209	9.7
7	共同事業拠出金	974,003	974,003	1,113,456	139,453	14.3
1	共同事業拠出金	974,003	974,003	1,113,456	139,453	14.3
1	高額医療費拠出金	185,217	185,217	254,224	69,007	37.3
2	保険財政共同安定化事業拠出金	788,461	788,461	858,936	70,475	8.9
3	高額医療費共同事業事務費拠出金	75	75	64	△ 11	△ 14.7
4	保険財政共同安定化事業事務費拠出金	240	240	222	△ 18	△ 7.5
5	超高額医療費共同事業事務費拠出金	10	10	10	0	0.0
8	保健事業費	124,930	114,260	110,427	△ 3,833	△ 3.4
1	特定健康診査等事業費	113,430	103,987	98,872	△ 5,115	△ 4.9
1	特定健康診査等事業費	113,430	103,987	98,872	△ 5,115	△ 4.9
2	保健事業費	11,500	10,273	11,555	1,282	12.5
1	保健衛生普及費	11,500	10,273	11,555	1,282	12.5
9	基金積立金	1	1	1	0	0.0
1	基金積立金	1	1	1	0	0.0
1	基金積立金	1	1	1	0	0.0
10	公債費	52	65,231	65,231	0	0.0
1	公債費	52	65,231	65,231	0	0.0
1	元金	0	65,000	65,000	0	0.0
2	利子	52	231	231	0	0.0
11	諸支出金	14,901	11,601	11,581	△ 20	△ 0.2
1	償還金及び還付金	14,901	11,601	11,581	△ 20	△ 0.2
1	一般被保険者保険税還付金	13,400	10,700	10,700	0	0.0
2	退職被保険者等保険税還付金	1,100	800	800	0	0.0
3	一般被保険者還付加算金	280	70	60	△ 10	△ 14.3
4	退職被保険者等還付加算金	120	30	20	△ 10	△ 33.3
5	償還金	1	1	1	0	0.0
12	予備費	1,016	3,941	42,053	38,112	967.1
1	予備費	1,016	3,941	42,053	38,112	967.1
1	予備費	1,016	3,941	42,053	38,112	967.1
歳出合計		9,801,100	9,906,650	10,522,270	615,620	6.2

2 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移

単位:世帯、人、%

		平成21 年度	増減率	平成22 年度	増減率	平成23 年度	増減率	平成24 年度	増減率	平成25 年度 (見込)	増減率	平成26 年度 (見込)	増減率
世帯数	総数	17,946	△ 1.3	18,103	0.9	18,182	0.4	18,045	△ 0.8	17,972	△ 0.4	17,912	△ 0.3
	一般	17,236	△ 0.3	17,281	0.3	17,280	0.0	17,205	△ 0.4	17,185	△ 0.1	17,151	△ 0.2
	退職	710	△ 21.1	822	15.8	902	9.7	840	△ 6.9	787	△ 6.3	761	△ 3.3
被保険者数	総数	27,951	0.0	28,315	1.3	28,440	0.4	28,143	△ 1.0	27,990	△ 0.5	27,871	△ 0.4
	一般	26,569	1.6	26,699	0.5	26,675	△ 0.1	26,509	△ 0.6	26,446	△ 0.2	26,373	△ 0.3
	未就学児	712	△ 3.3	740	3.9	723	△ 2.3	718	△ 0.7	729	1.5	733	0.5
	就学児から 70歳未満	21,929	1.6	22,075	0.7	21,988	△ 0.4	21,740	△ 1.1	21,593	△ 0.7	21,485	△ 0.5
	前期高齢者 (70才以上)	3,928	2.1	3,884	△ 1.1	3,964	2.1	4,051	2.2	4,124	1.8	4,155	0.8
	退職	1,382	△ 22.1	1,616	16.9	1,765	9.2	1,634	△ 7.4	1,544	△ 5.5	1,498	△ 3.0
	前期高齢者 (70才以上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1,382	△ 22.1	1,616	16.9	1,765	9.2	1,634	△ 7.4	1,544	△ 5.5	1,498	△ 3.0
	介護第2号被保険者 (再掲)	9,934	0.3	10,223	2.9	10,590	3.6	10,442	△ 1.4	10,334	△ 1.0	10,344	0.1

※ 平成21年度から平成24年度までは年間平均世帯数、被保険者数実績

※ 平成25年度決算見込は平成24年11月から平成25年10月までの1年間の平均から算出

※ 平成26年度見込は過去3年間の平均伸率から算出

※ 退職世帯は退職被保険者のみの世帯を示す。

3 療養給付費等の推移

単位:人、千円、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算見込	前年比	予算見込	前年比
被保険者数	27,951	0.0	28,315	1.3	28,440	0.4	28,143	△ 1.0	27,990	△ 0.5	27,871	△ 0.4
一般被保険者	26,569	1.6	26,699	0.5	26,675	△ 0.1	26,509	△ 0.6	26,446	△ 0.2	26,373	△ 0.3
未就学児	712	△ 3.3	740	3.9	723	△ 2.3	718	△ 0.7	729	1.5	733	0.5
就学児から70歳未満	21,929	1.6	22,075	0.7	21,988	△ 0.4	21,740	△ 1.1	21,593	△ 0.7	21,485	△ 0.5
70歳以上	3,928	2.1	3,884	△ 1.1	3,964	2.1	4,051	2.2	4,124	1.8	4,155	0.8
退職被保険者	1,382	△ 22.1	1,616	16.9	1,765	9.2	1,634	△ 7.4	1,544	△ 5.5	1,498	△ 3.0
保険給付費(療養給付費・療養費・高額医療費)	5,558,566	0.8	5,860,148	5.4	6,188,749	5.6	6,310,345	2.0	6,527,788	3.4	6,795,126	4.1
一般	5,247,873	4.3	5,472,486	4.3	5,746,341	5.0	5,849,552	1.8	6,050,249	3.4	6,275,119	3.7
退職	310,693	△ 35.4	387,662	24.8	442,408	14.1	460,793	4.2	477,539	3.6	520,007	8.9
療養給付費	4,970,615	0.8	5,221,268	5.0	5,483,847	5.0	5,552,258	1.2	5,727,766	3.2	5,928,287	3.5
一般	4,692,253	4.0	4,876,213	3.9	5,090,846	4.4	5,150,503	1.2	5,306,301	3.0	5,483,533	3.3
退職	278,362	△ 33.7	345,055	24.0	393,001	13.9	401,755	2.2	421,465	4.9	444,754	5.5
療養費	99,777	△ 2.3	98,553	△ 1.2	103,563	5.1	110,206	6.4	108,670	△ 1.4	112,233	3.3
一般	94,321	6.4	93,265	△ 1.1	97,304	4.3	103,481	6.3	102,476	△ 1.0	105,888	3.3
退職	5,456	△ 59.7	5,288	△ 3.1	6,259	18.4	6,725	7.4	6,194	△ 7.9	6,345	2.4
高額療養費	488,174	2.4	540,327	10.7	601,339	11.3	647,881	7.7	691,352	6.7	754,606	9.1
一般	461,299	7.5	503,008	9.0	558,191	11.0	595,568	6.7	641,472	7.7	685,698	6.9
退職	26,875	△ 43.5	37,319	38.9	43,148	15.6	52,313	21.2	49,880	△ 4.7	68,908	38.1
後期高齢者支援金	1,214,443	10.8	1,125,898	△ 7.3	1,246,503	10.7	1,407,823	12.9	1,492,981	6.0	1,467,500	△ 1.7
介護納付金	443,820	△ 4.1	478,805	7.9	536,056	12.0	587,107	9.5	639,162	8.9	644,317	0.8
現年分調定額(医療)	1,302,566	△ 1.1	1,231,169	△ 5.5	1,238,738	0.6	1,632,742	31.8	1,685,128	3.2	1,747,256	3.7
一般	1,219,825	△ 0.9	1,140,150	△ 6.5	1,144,290	0.4	1,513,118	32.2	1,571,178	3.8	1,640,895	4.4
退職	82,741	△ 4.5	91,019	10.0	94,448	3.8	119,624	26.7	113,950	△ 4.7	106,361	△ 6.7

4 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前	改定後	改定に伴う差
所得割額	4.50%	4.80%	0.30%
資産割額	15.00%	7.50%	△7.5%
均等割額	17,000円	21,000円	4,000円
平等割額	6,600円	6,600円	0円
賦課限度額	510,000円	510,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	改定前(A)	改定後(B)	影響額(B-A)
所得割総額 ㉞	1,255,414	1,338,946	83,532
資産割総額 ㉟	174,303	87,137	△87,166
均等割総額 ㊱	474,641	586,239	111,598
平等割総額 ㊲	114,750	114,750	0
低所得者軽減額 ㊳	102,683	121,577	18,894
賦課限度額超過額 ㊴	256,597	253,060	△3,537
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊵	4,963	5,179	216
調定見込額 （㉞+㉟+㊱+㊲） - （㊳+㊴+㊵）	1,654,865	1,747,256	92,391
応能割応益割の構成比率	応能割66.11%：応益割33.89%	応能割62.16%：応益割37.84%	
医療分引上げ率	5.58%		

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前	改定後	改定に伴う差
所得割額	1.66%	1.95%	0.29%
均等割額	13,000円	14,000円	1,000円
賦課限度額	140,000円	140,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	改定前(A)	改定後(B)	影響額(B-A)
所得割総額 ㉞	461,762	542,433	80,671
均等割総額 ㉟	361,900	389,693	27,793
低所得者軽減額 ㊱	61,253	65,959	4,706
賦課限度額超過額 ㊲	101,024	134,068	33,044
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊳	2,212	2,457	245
調定見込額 （㉞+㉟） - （㊱+㊲+㊳）	659,173	729,642	70,469
応能割応益割の構成比率	応能割49.58%：応益割50.42%	応能割50.82%：応益割49.18%	
後期高齢者支援金分引上げ率	10.69%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前	改定後	改定に伴う差
所得割額	1.10%	1.90%	0.80%
均等割額	10,300円	16,000円	5,700円
賦課限度額	120,000円	120,000円	0円

② 改定額内訳（一般分＋退職分）

（単位：千円）

	改定前(A)	改定後(B)	影響額(B-A)
所得割総額 ㊦	137,785	238,835	101,050
均等割総額 ㊧	105,054	163,876	58,822
低所得者軽減額 ㊨	17,716	27,647	9,931
賦課限度額超過額 ㊩	22,555	64,394	41,839
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊪	469	495	26
調定見込額 （㊦+㊧） - （㊨+㊩+㊪）	202,099	310,175	108,076
応能割応益割の構成比率	応能割52.31%：応益割47.69%	応能割51.56%：応益割48.44%	
介護分引上げ率	53.48%		

(4) 全体分

医療分＋後期高齢者支援金分＋介護分の引上げ率	10.77%
医療分＋後期高齢者支援金分の引上げ率	7.04%

	改定前	改定後
応能割、応益割の構成比率	応能割60.52%：応益割39.48%	応能割57.92%：応益割42.08%

医療分＋後期高齢者支援金分＋介護分の影響額	270,936千円
-----------------------	-----------

※ 全体分調定見込額の影響額（270,936千円）に収納率（91.2%）を乗算すると、増収見込額は概ね247,094千円となる。

（注）（1）～（3）の②「改定額内訳」の額は、平成26年度当初予算ベースによる試算。

5 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）・（答申）



小市保発第339号
平成25年10月17日

小金井市国民健康保険運営協議会長 様

小金井市長

稲葉 孝彦



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

〔諮問事項〕

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

1 医療分

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の4.5を100分の4.8に改正する。
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る資産割額について、100分の1.5を100分の7.5に改定する。
- (3) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額について、1万7千円を2万1千円に改定する。

2 後期分

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、100分の1.66を100分の1.95に改定する。
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、1万3千円を1万4千円に改定する。

3 介護分

- (1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割額について、100分の1.1を100分の1.9に改定する。
- (2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について、1万3百円を1万6千円に改定する。

この改正は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

小国運協発第3号

平成25年11月7日

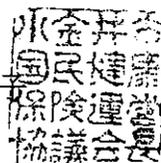


小金井市長

稲葉 孝彦 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会長 遠藤 百合



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

平成25年10月17日付け小市保発第339号をもって諮問のありました標記の件につきましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税条例の一部改正については、諮問のとおり認めますが、「均等割の増加は低所得者への重い負担となり、病院から遠ざけることになる。また、滞納者を増やすことにもつながる」、「高齢者及び低所得者の加入率が高い国民健康保険を社会全体で支えることは当然であり、一般会計からの繰入金は24年度決算並みにすべきである」また、「特定健診やがん検診等の有料化の方向性は健康づくりに逆行しており、医療費削減の努力が見えない」という理由からの少数反対意見がありました。同時に、賛成反対の立場にかかわらず以下の意見があったことを申し添えます。

- 1 健康増進事業、疾病予防事業又はジェネリック利用促進の強化等により、医療費削減の努力をすること。
- 2 保険税の滞納解消に向け、よりきめ細やかな対応をすること。
- 3 一般会計からの繰入金を増やすこと。
- 4 国庫負担の増額を要望すること。
- 5 検診事業・予防接種助成事業の充実により、健康づくりを推進させるため、国保担当と健康担当を総合的な組織へと切り替えること。
- 6 低所得者が医療を受けられるように、無料定額診療制度を充実させること。

6 国民健康保険税算定表

平成25・26年度国民健康保険税算定表(全体分課税額 現年度分)

医療分・後期高齢者支援金分・介護分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定額及び割合							法定 軽減額 (6)	課税限度額 を超える額 (7)	月割課税 増減額 (8)	調定額 (9) = (5) - (6) - (7) - (8)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	基準 固定資産税額	資産割額 (2)	均等割額 (3)	平等割額 (4)	合計 (5) = (1) + (2) + (3) + (4)				
平成25年度決算見込											
一般	33,377,937	1,729,988	1,112,519	161,503	885,846	110,971	2,888,308	175,018	358,803	7,539	2,346,948
退職	2,666,986	124,973	102,827	12,800	55,749	3,779	197,301	6,634	21,373	105	169,189
全体	36,044,923	1,854,961	1,215,346	174,303	941,595	114,750	3,085,609	181,652	380,176	7,644	2,516,137
平成26年度予算											
一般	33,377,937	1,971,855	1,112,519	80,737	1,069,685	110,971	3,233,248	206,980	423,612	8,018	2,594,638
退職	2,666,986	148,359	102,827	6,400	70,123	3,779	228,661	8,203	27,910	113	192,435
全体	36,044,923	2,120,214	1,215,346	87,137	1,139,808	114,750	3,461,909	215,183	451,522	8,131	2,787,073

※ (1)～(9)の数値は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分を合算したもののだが、「基準総所得金額」及び「基準固定資産税額」は基準となる数値のため、医療分の数値を記載している。

平成25・26年度国民健康保険税算定表(基礎課税額 現年度分)

医療分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合							法定 軽減額 (6)	課税限度額 を超える額 (7)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (8)	調定額 (9) = (5) - (6) - (7) - (8)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	基準 固定資産税額	資産割額 (2)	均等割額 (3)	平等割額 (4)	合計 (5) = (1) + (2) + (3) + (4)				
平成25年度決算見込(所得割4.5%、資産割15%、均等割17,000円、限度額510,000円)											
一般	33,377,937	1,177,114	1,112,519	161,503	450,460	110,971	1,900,048	99,494	243,269	4,932	1,552,353
退職	2,666,986	78,300	102,827	12,800	24,181	3,779	119,060	3,189	13,328	31	102,512
全体	36,044,923	1,255,414	1,215,346	174,303	474,641	114,750	2,019,108	102,683	256,597	4,963	1,654,865
平成26年度予算(所得割4.8%、資産割7.5%、均等割21,000円、限度額510,000円)											
一般	33,377,937	1,255,484	1,112,519	80,737	556,368	110,971	2,003,560	117,766	239,753	5,146	1,640,895
退職	2,666,986	83,462	102,827	6,400	29,871	3,779	123,512	3,811	13,307	33	106,361
全体	36,044,923	1,338,946	1,215,346	87,137	586,239	114,750	2,127,072	121,577	253,060	5,179	1,747,256

※ 基準総所得金額及び基準固定資産税額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額及び資産割額は一致しない。

平成25・26年度国民健康保険税算定表(後期高齢者支援金等課税額 現年度分)

後期高齢者支援金分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (7) = (3) - (4) - (5) - (6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
平成25年度決算見込(所得割1.66%、均等割13,000円、限度額140,000円)								
一般	33,281,305	433,283	343,462	776,745	59,240	95,587	2,187	619,731
退職	2,659,265	28,479	18,438	46,917	2,013	5,437	25	39,442
全体	35,940,570	461,762	361,900	823,662	61,253	101,024	2,212	659,173
平成26年度予算(所得割1.95%、均等割14,000円、限度額140,000円)								
一般	33,281,305	508,978	369,837	878,815	63,792	126,766	2,429	685,828
退職	2,659,265	33,455	19,856	53,311	2,167	7,302	28	43,814
全体	35,940,570	542,433	389,693	932,126	65,959	134,068	2,457	729,642

※ 基準総所得金額の数値は12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成25・26年度国民健康保険税算定表(介護納付金課税額 現年度分)

介護分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (7) = (3) - (4) - (5) - (6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
平成25年度決算見込(所得割1.1%、均等割10,300円、限度額120,000円)								
一般	14,009,590	119,591	91,924	211,515	16,284	19,947	420	174,864
退職	2,595,610	18,194	13,130	31,324	1,432	2,608	49	27,235
全体	16,605,200	137,785	105,054	242,839	17,716	22,555	469	202,099
平成26年度予算(所得割1.9%、均等割16,000円、限度額120,000円)								
一般	14,009,590	207,393	143,480	350,873	25,422	57,093	443	267,915
退職	2,595,610	31,442	20,396	51,838	2,225	7,301	52	42,260
全体	16,605,200	238,835	163,876	402,711	27,647	64,394	495	310,175

※ 基準総所得金額の数値は12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成25・26年度 国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書

単位:千円

年 度	区分 内訳	現 年 度 分			過 年 度 分			現 年 度 小 計			滞 納 繰 越 分			合 計		
		収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額
		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)	
平成 25年度 (決算見込み)	一般分	2,126,644	90.6%	220,304	20,120	73.9%	7,109	2,146,764	90.4%	227,413	126,276	16.9%	623,002	2,273,040	72.8%	850,415
		2,346,948			27,229			2,374,177			749,278			3,123,455		
	退職分	163,887	96.9%	5,302	1,307	90.2%	142	165,194	96.8%	5,444	3,615	19.8%	14,682	168,809	89.4%	20,126
		169,189			1,449			170,638			18,297			188,935		
	合計	2,290,531	91.0%	225,606	21,427	74.7%	7,251	2,311,958	90.9%	232,857	129,891	16.9%	637,684	2,441,849	73.7%	870,541
	2,516,137	28,678			2,544,815			767,575			3,312,390					
平成 26年度 (予算)	一般分	2,353,771	90.7%	240,867	19,142	74.1%	6,695	2,372,913	90.6%	247,562	140,692	17.9%	643,534	2,513,605	73.8%	891,096
		2,594,638			25,837			2,620,475			784,226			3,404,701		
	退職分	186,796	97.1%	5,639	1,259	90.3%	135	188,055	97.0%	5,774	3,735	20.8%	14,190	191,790	90.6%	19,964
		192,435			1,394			193,829			17,925			211,754		
	合計	2,540,567	91.2%	246,506	20,401	74.9%	6,830	2,560,968	91.0%	253,336	144,427	18.0%	657,724	2,705,395	74.8%	911,060
	2,787,073	27,231			2,814,304			802,151			3,616,455					
差引	一般分	227,127	20,563	△ 978	△ 414	226,149	246,298	20,149	14,416	34,948	20,532	240,565	281,246	40,681		
		247,690		△ 1,392		226,149			14,416			240,565				
増減	退職分	22,909	337	△ 48	△ 7	22,861	23,191	330	120	△ 372	△ 492	22,981	22,819	△ 162		
		23,246		△ 55		23,191			△ 372			22,819				
	合計	250,036	20,900	△ 1,026	△ 421	249,010	269,489	20,479	14,536	34,576	20,040	263,546	304,065	40,519		
	270,936	△ 1,447		269,489		34,576			304,065							

7 平成25年度 第1回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税改定関係】

1	小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表	-----	1
2	国民健康保険特別会計の財政構造（イメージ図）	-----	3
3	国民健康保険特別会計年度別決算状況と財政運営の見込み	-----	4
4	単年度収支等の推移	-----	5
5	国民健康保険税（医療分）・保険給付費の推移 国民健康保険税（後期支援一般分）・後期高齢者支援金等 （一般分）の推移 国民健康保険税（介護納付金分）・介護納付金の推移	-----	6
6	療養給付費等の推移	-----	7
7	介護納付金及び後期高齢者支援金等の推移	-----	8
8	平成26年度国民健康保険税改定における増税必要額	-----	9
9	国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧	-----	10
10	社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」 の骨子について【抜粋】	-----	15
11	低所得者の保険料に対する財政支援の強化	-----	16
12	繰入金の推移	-----	17

1 3	国民健康保険特別会計における一般会計繰入金の26市の状況	—	1 8
1 4	小金井市国民健康保険税税率改定状況	———	1 9
1 5	平成25年度 26市国民健康保険税(料)率等の状況	———	2 0
1 6	26市国民健康保険税(料)資産割率の推移(基礎賦課分)	———	2 1

1 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前	改定後	改定に伴う差
所得割額	4.50%	4.80%	0.30%
資産割額	15.00%	7.50%	△7.5%
均等割額	17,000円	21,000円	4,000円
平等割額	6,600円	6,600円	0円
賦課限度額	510,000円	510,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	改定前(A)	改定後(B)	影響額(B-A)
所得割総額 ㉞	1,243,359	1,326,249	82,890
資産割総額 ㉟	172,343	86,169	△86,174
均等割総額 ㊱	475,685	587,611	111,926
平等割総額 ㊲	114,756	114,756	0
低所得者軽減額 ㊳	91,967	108,879	16,912
賦課限度額超過額 ㊴	254,550	251,604	△2,946
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊵	16,270	17,288	1,018
調定見込額 (㉞+㉟+㊱+㊲) - (㊳+㊴+㊵)	1,643,356	1,737,014	93,658
応能割応益割の構成比率	応能割66.30% : 応益割33.70%	応能割62.31% : 応益割37.69%	
医療分引上げ率	5.70%		

-18-

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前	改定後	改定に伴う差
所得割額	1.66%	1.95%	0.29%
均等割額	13,000円	14,000円	1,000円
賦課限度額	140,000円	140,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	改定前(A)	改定後(B)	影響額(B-A)
所得割総額 ㉞	458,657	538,785	80,128
均等割総額 ㉟	363,759	391,740	27,981
低所得者軽減額 ㊱	54,964	59,192	4,228
賦課限度額超過額 ㊲	100,710	133,496	32,786
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊳	6,253	7,220	967
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	660,489	730,617	70,128
応能割応益割の構成比率	応能割49.60% : 応益割50.40%	応能割50.85% : 応益割49.15%	
後期高齢者支援金分引上げ率	10.62%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前	改定後	改定に伴う差
所得割額	1.10%	1.90%	0.80%
均等割額	10,300円	16,000円	5,700円
賦課限度額	120,000円	120,000円	0円

② 改定額内訳 (一般分+退職分)

(単位：千円)

	改定前(A)	改定後(B)	影響額(B-A)
所得割総額 ㉞	136,151	235,171	99,020
均等割総額 ㉟	103,663	161,030	57,367
低所得者軽減額 ㊱	15,434	23,975	8,541
賦課限度額超過額 ㊲	22,773	64,254	41,481
端数調整額 (100円未満切捨分等) ㊳	3,271	5,200	1,929
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	198,336	302,772	104,436
応能割応益割の構成比率	応能割52.24% : 応益割47.76%	応能割51.49% : 応益割48.51%	
介護分引上げ率	52.66%		

(4) 全体分

40～64歳の方 医療分+後期高齢者支援金分+介護分の引上げ率	10.72%
上記以外の方 医療分+後期高齢者支援金分の引上げ率	7.11%

	改定前	改定後
応能割、応益割の構成比率	応能割60.68% : 応益割39.32%	応能割58.05% : 応益割41.95%

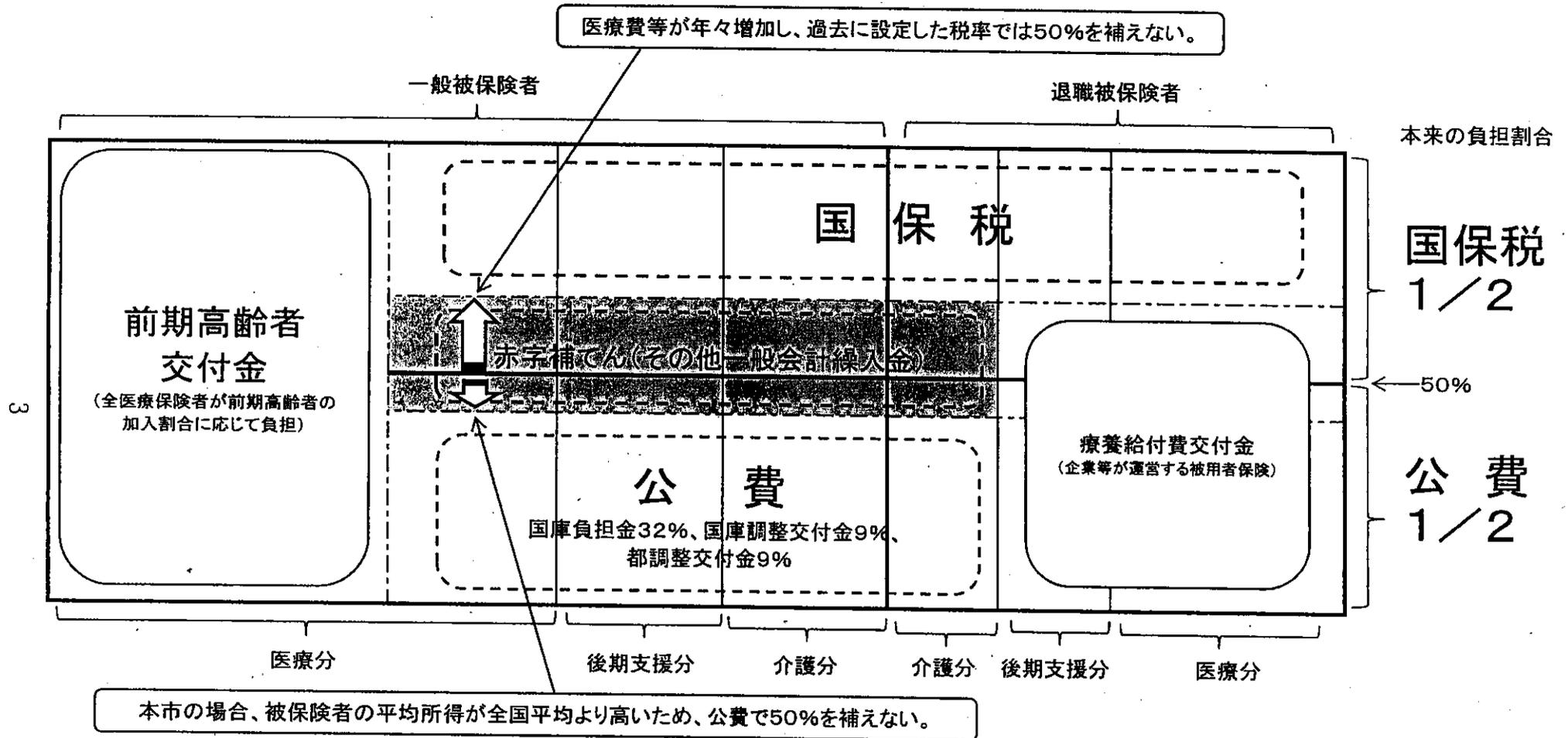
医療分+後期高齢者支援金分+介護分の影響額	268,222千円
-----------------------	-----------

※ 全体分調定見込額の影響額 (268,222千円) に収納率 (91.00%) を乗算すると、増収見込額は概ね244,082千円となる。

(注) (1)～(3)の②「改定額内訳」の額は、平成25年度当初賦課本算定ベースによる試算。

2 国民健康保険特別会計の財政構造(イメージ図)

一般被保険者・退職被保険者の区分と、国保税の医療分・後期支援分・介護分の区分について、その財政構造を簡略化したイメージ図



◎退職被保険者の税率は、一般被保険者と同一であるが、財源不足の部分は被用者保険の負担により「療養給付費交付金」が交付される。

3 国民健康保険特別会計年度別決算状況と財政運営の見込み

(単位:千円)

(1) 繰入

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算見込	平成26年度 決算見込	平成27年度 決算見込	平成28年度 決算見込
国民健康保険税	2,118,945	2,095,942	1,999,602	2,035,987	2,352,773	2,388,115	2,394,834	2,390,113	2,386,087
使用料及び手数料	9	6	3	7	23	1	10	10	10
国庫支出金	1,677,508	1,621,276	1,979,097	2,111,772	1,987,182	2,017,570	2,082,132	2,168,176	2,257,844
療養給付費等交付金	597,853	430,635	415,104	511,231	558,708	523,550	488,844	437,696	326,518
前期高齢者交付金	1,932,865	2,093,160	1,462,515	1,579,939	1,897,930	2,095,300	2,378,595	2,631,887	2,897,179
都支出金	597,140	487,208	432,216	489,058	586,382	623,001	642,937	663,510	684,744
共同事業交付金	1,004,628	806,046	745,699	1,006,809	1,047,244	1,010,595	1,129,845	1,263,167	1,412,221
財産収入	296	365	220	25	0	1	1	1	1
繰入金	738,711	1,107,152	1,567,206	1,346,604	1,402,267	1,313,886	1,301,038	1,326,158	1,306,332
繰越金	86,712	140,658	223,914	7,850	0	0	0	0	0
諸収入	13,475	37,831	19,214	19,081	21,394	16,498	15,871	15,268	14,688
市債	0	0	0	194,000	0	0	0	0	0
計	8,768,142	8,820,279	8,844,790	9,302,363	9,853,903	9,988,517	10,434,107	10,895,986	11,285,624

(2) 繰出

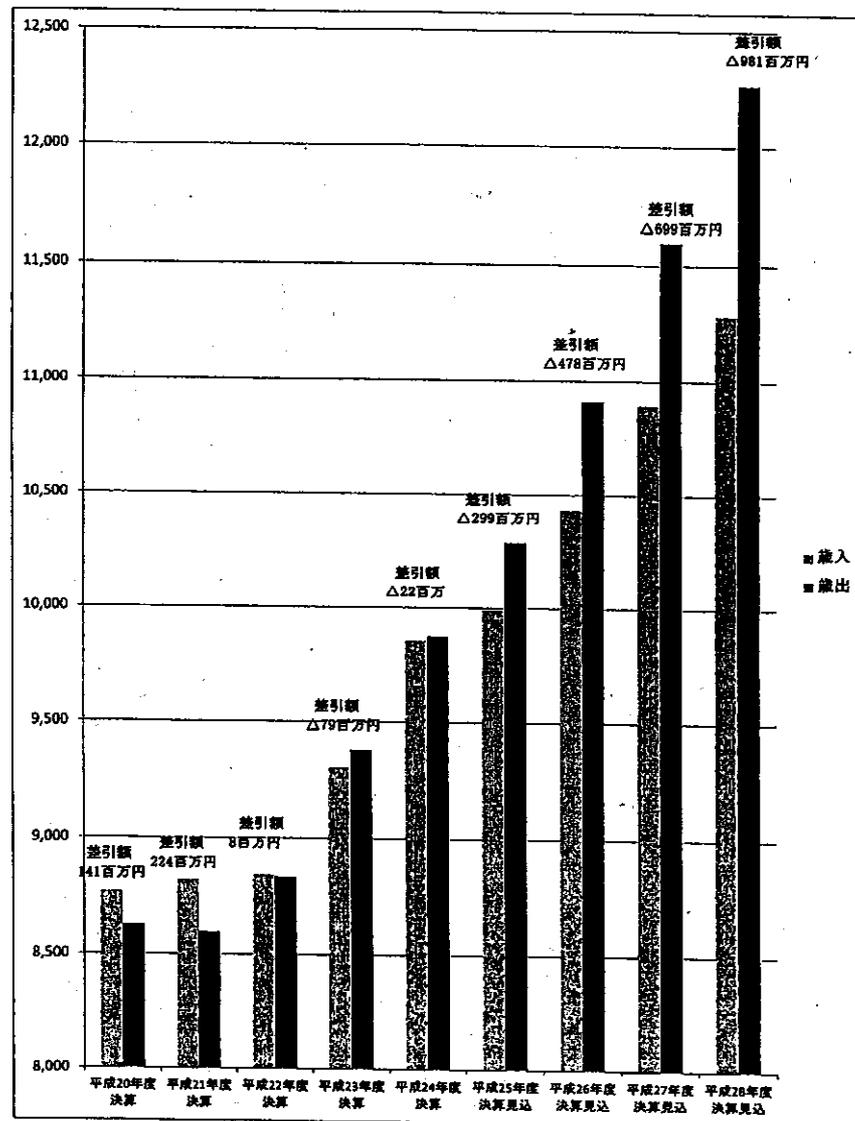
	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算見込	平成26年度 決算見込	平成27年度 決算見込	平成28年度 決算見込
総務費	151,558	157,239	147,545	165,530	152,328	168,091	152,328	174,815	152,328
保険給付費	5,602,734	5,651,302	5,960,559	6,288,978	6,415,686	6,572,909	6,829,386	7,033,636	7,247,428
後期高齢者支学金等	1,096,318	1,214,443	1,126,041	1,246,625	1,407,926	1,493,099	1,518,511	1,605,422	1,721,481
前期高齢者納付金等	1,476	3,453	1,951	3,691	1,513	1,567	2,257	2,257	2,257
老人保健拠出金	176,282	93	23,516	74	63	64	0	0	0
介護納付金	462,650	443,820	478,805	536,056	587,107	639,162	649,805	681,215	730,961
共同事業拠出金	1,022,848	882,044	772,560	933,690	965,014	1,060,665	1,181,581	1,316,281	1,466,337
保健事業費	90,435	92,839	97,758	96,845	98,225	114,260	120,659	127,416	134,551
基金積立金	296	141,022	125,220	25	0	0	0	0	0
公債費	0	0	0	0	0	65,000	65,000	64,000	0
諸支出金	22,887	10,110	102,985	109,656	169,007	150,901	93,779	111,963	111,963
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金	0	0	0	0	78,808	21,774	298,975	478,174	699,193
計	8,627,484	8,596,365	8,836,940	9,381,170	9,875,677	10,287,492	10,912,281	11,595,179	12,266,499

(3) 単年度収支等

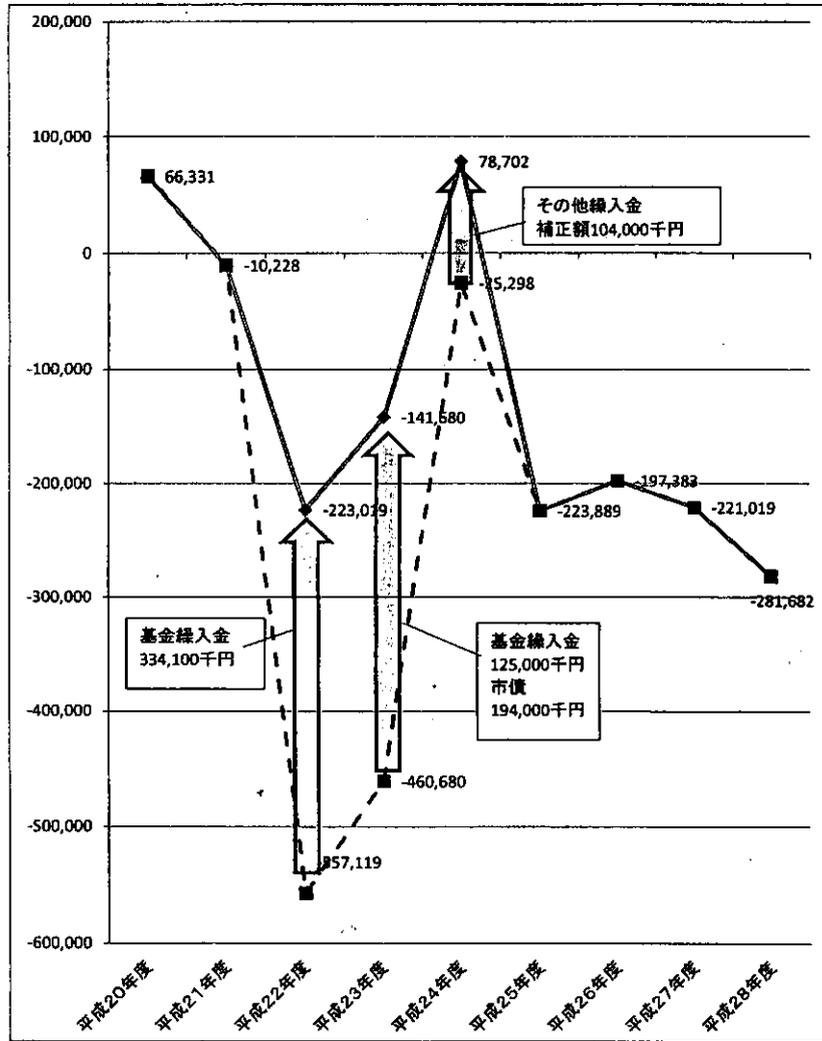
	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算見込	平成26年度 決算見込	平成27年度 決算見込	平成28年度 決算見込
繰入繰出差引額	140,658	223,914	7,850	-78,807	-21,774	-298,975	-478,174	-699,193	-980,875
単年度収支※	66,331	-10,228	-223,019	-141,680	78,702	-223,889	-197,383	-221,019	-281,682

※繰入繰入差引額から翌年度返還金、前年度繰越金をマイナスし、前年度返還金と繰上充用金をプラスした値

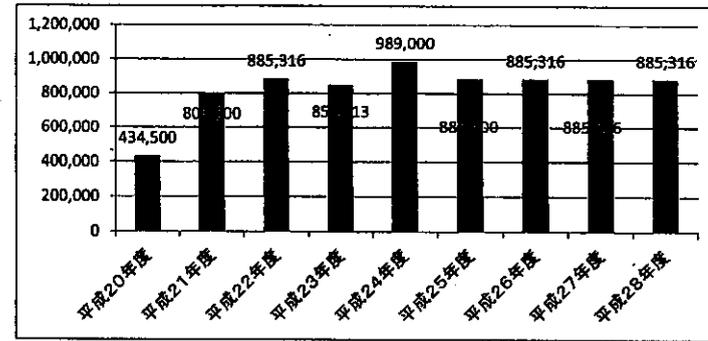
(単位:百万円)



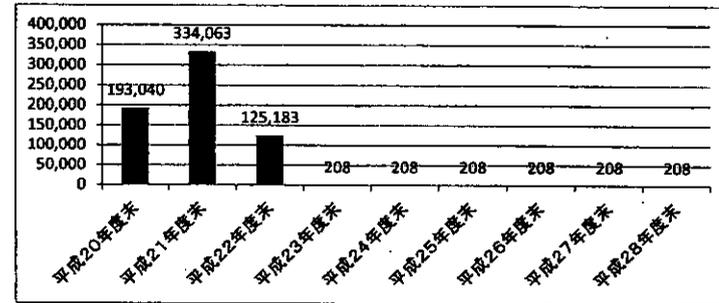
4 単年度収支等の推移 (単位:千円)



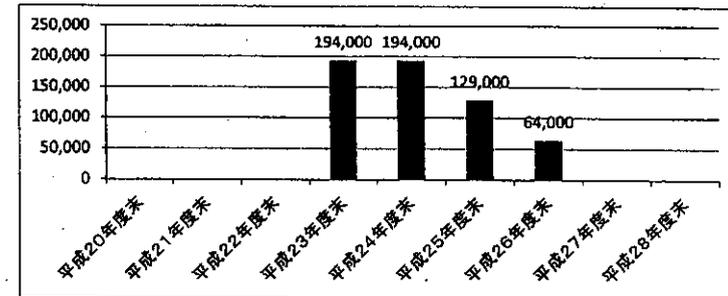
その他繰入金(単位:千円)



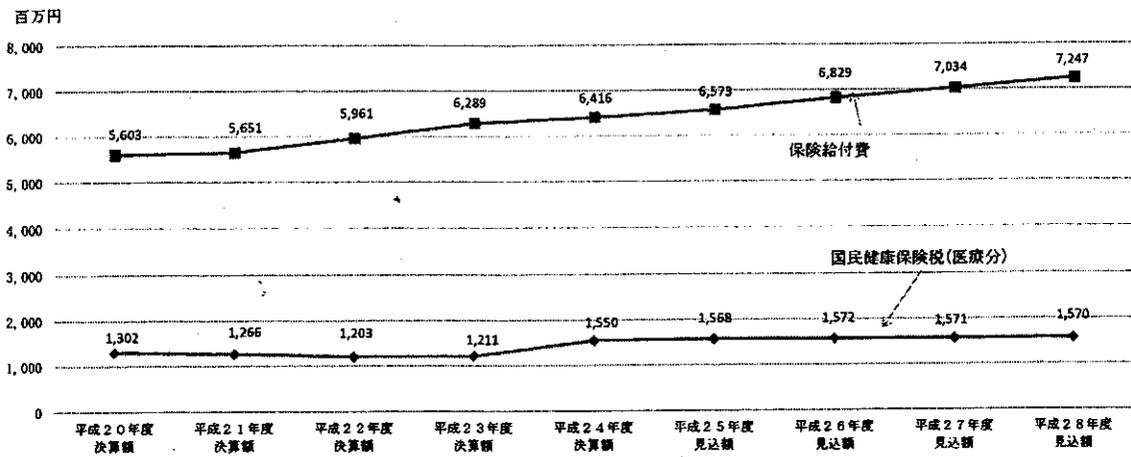
基金現在高 (単位:千円)



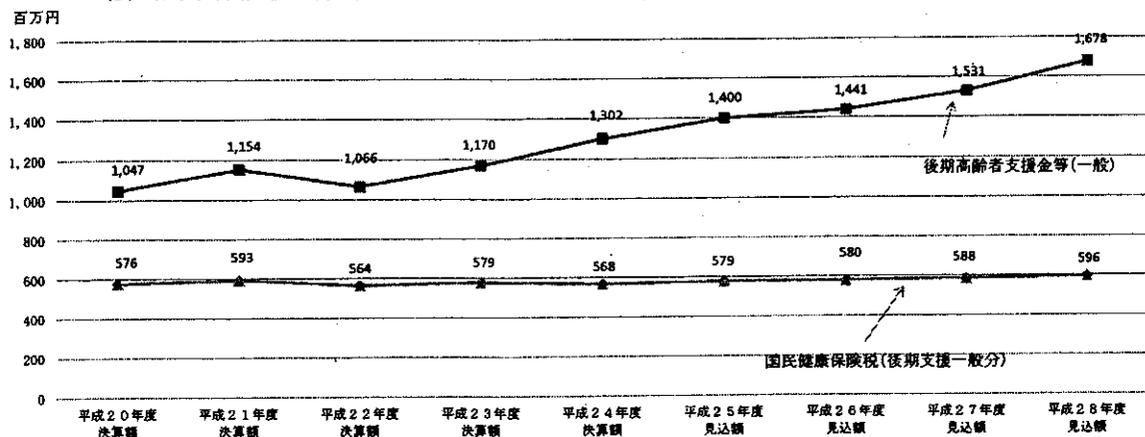
市債現在高 (単位:千円)



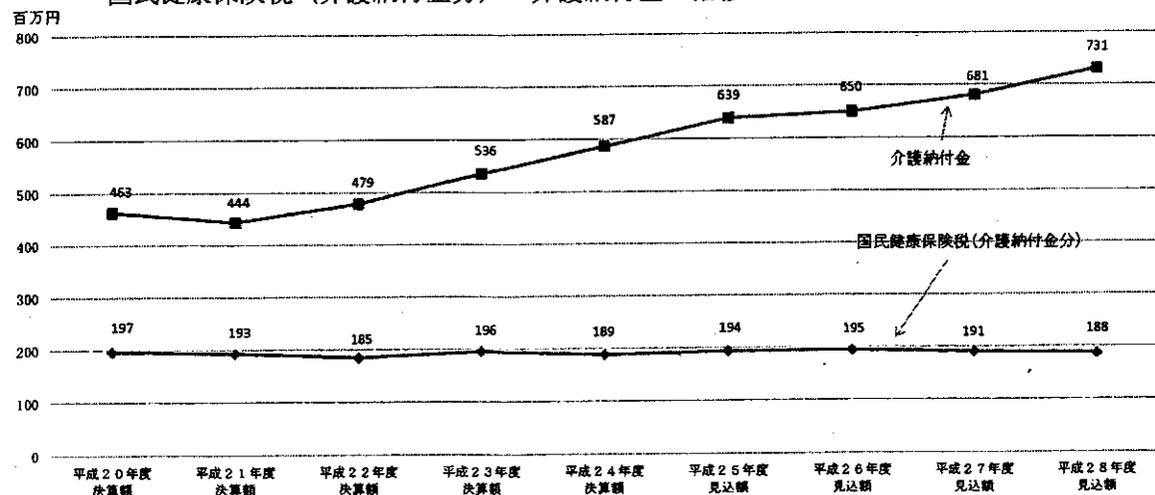
国民健康保険税（医療分）・保険給付費の推移



国民健康保険税（後期支援一般分）・後期高齢者支援金等（一般分）の推移



国民健康保険税（介護納付金分）・介護納付金の推移



6 療養給付費等の推移

被保険者数の推移

被保険者数	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度当初	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込
総数	27,938	27,951	28,315	28,440	28,143	28,448	28,511	28,580	28,656
一般	26,163	26,569	26,699	26,675	26,509	26,728	26,751	27,129	27,513
退職	1,775	1,382	1,616	1,765	1,634	1,720	1,760	1,451	1,143

療養給付費（費用額）の推移

	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度当初	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込
	費用額								
一般	6,195,319,757	6,440,900,453	6,699,754,806	6,998,372,037	7,079,281,850	7,256,987,252	7,457,314,963	7,732,508,625	8,018,897,068
費用額に対する伸率		3.96	4.02	4.46	1.16	2.51	2.76	3.69	3.70
一人当	236,797	242,422	250,937	262,357	267,052	271,513	278,768	285,027	291,458
一人当りに対する伸率		2.38	3.51	4.55	1.79	1.67	2.67	2.25	2.26
退職 費用額	581,533,173	396,728,423	493,382,149	561,775,052	573,565,974	573,960,560	606,101,760	515,679,596	419,216,967
費用額に対する伸率		△ 31.78	24.36	13.86	2.10	0.07	5.60	21.54	16.13
一人当	327,624	287,068	305,311	318,286	351,020	333,698	344,376	355,396	366,769
一人当りに対する伸率		△ 12.38	6.35	4.25	10.28	△ 4.93	3.20	3.20	3.20

療養費の推移

療養費	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度当初	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込
一般 決算額	88,621,103	94,320,103	93,264,537	97,304,079	103,480,578	102,476,000	105,853,707	110,794,836	115,994,808
費用額に対する伸率		6.43	△ 1.12	4.33	6.35	△ 0.97	3.30	4.67	4.69
一人当	3,387	3,550	3,493	3,648	3,904	3,834	3,957	4,084	4,216
一人当りに対する伸率		4.81	△ 1.61	4.44	7.02	△ 1.79	3.22	3.22	3.22
退職 決算額	13,528,828	5,455,461	5,287,184	6,258,922	6,724,597	6,194,000	6,589,440	5,648,743	4,626,864
費用額に対する伸率		△ 59.68	△ 3.08	18.38	7.44	△ 7.89	6.38	△ 14.28	△ 18.09
一人当	7,622	3,948	3,272	3,546	4,115	3,601	(3,744)	(3,893)	(4,048)
一人当りに対する伸率		△ 48.20	△ 17.12	8.37	16.05	△ 12.49	3.98	3.98	3.98

高額療養費の推移

高額療養費	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度当初	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込
一般 決算額	429,274,077	461,298,471	503,007,235	558,191,390	595,567,989	641,472,000	696,087,771	765,363,348	841,540,131
費用額に対する伸率		7.46	9.04	10.97	6.70	7.71	8.51	9.95	9.95
一人当	16,408	17,362	18,840	20,926	22,467	24,000	26,021	28,212	30,587
一人当りに対する伸率		5.81	8.51	11.07	7.36	6.82	8.42	8.42	8.42
退職 決算額	47,605,012	26,874,212	37,318,988	43,147,999	52,312,635	49,880,000	55,700,480	50,113,187	43,079,670
費用額に対する伸率		△ 43.55	38.87	15.62	21.24	△ 4.65	11.67	△ 10.03	△ 14.04
一人当	26,820	19,446	23,093	24,446	32,015	29,000	31,648	34,537	37,690
一人当りに対する伸率		△ 27.49	18.75	5.86	30.96	△ 9.42	9.13	9.13	9.13

介護納付金及び後期高齢者支援金等の推移

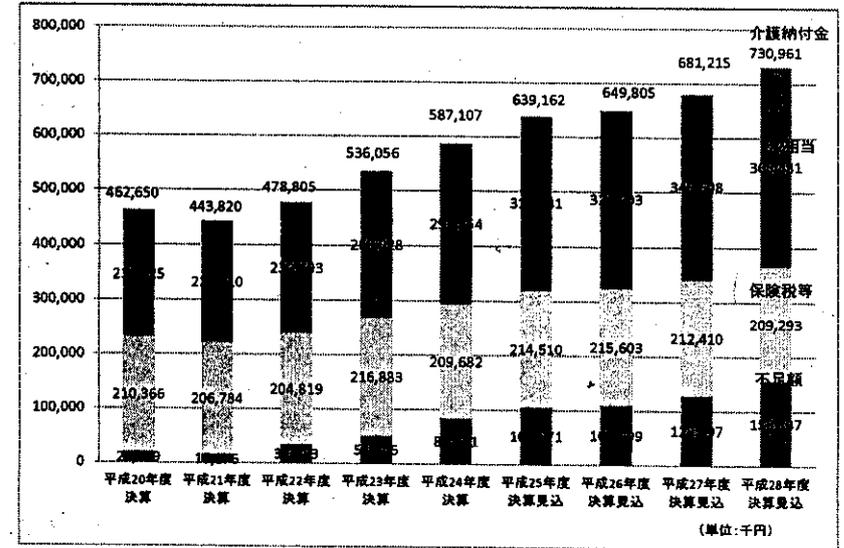
(1) 介護納付金の推移

(単位：千円)

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算見込	平成26年度 決算見込	平成27年度 決算見込	平成28年度 決算見込
介護納付金 ①	462,650	443,820	478,805	536,056	587,107	639,162	649,805	681,215	730,961
1/2相当 ※1 ①*1/2 ③	231,325	221,910	239,403	268,028	293,554	319,581	324,903	340,608	365,481
保険税収納額等※2 ④	210,366	206,734	204,819	216,883	209,682	214,510	215,603	212,410	209,293
不足額 ①-③-④ ⑤	20,959	15,176	34,583	51,145	83,871	105,071	109,299	128,197	156,187
不足割合 ⑤/③	9.1%	6.8%	14.4%	19.1%	28.6%	32.9%	33.6%	37.6%	42.7%

※1 国都支出金、一般会計繰入金

※2 保険税介護分収納額+保険基盤安定繰入金介護分



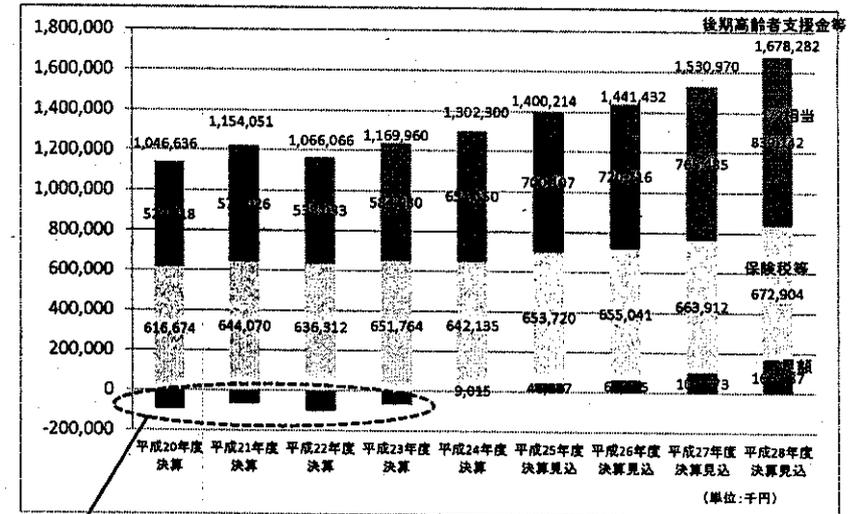
(2) 後期高齢者支援金等の推移

(単位：千円)

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算見込	平成26年度 決算見込	平成27年度 決算見込	平成28年度 決算見込
後期高齢者支援金等(一般) ①	1,046,636	1,154,051	1,066,066	1,169,960	1,302,300	1,400,214	1,441,432	1,530,970	1,678,282
1/2相当 ※1 ①*1/2 ③	523,318	577,026	533,033	584,980	651,150	700,107	720,716	765,485	839,142
保険税収納額等※2 ④	616,674	644,070	636,312	651,764	642,135	653,720	655,041	663,912	672,904
不足額 ①-③-④ ⑤	-93,356	-67,045	-103,279	-66,784	9,015	46,387	65,675	101,573	166,237
不足割合 ⑤/③	-17.8%	-11.6%	-19.4%	-11.4%	1.4%	6.6%	9.1%	13.3%	19.8%

※1 国都支出金、一般会計繰入金

※2 保険税後期支援分(一般)収納額+保険基盤安定繰入金後期支援分



超過額については、国都支出金が公費負担(1/2相当額)に満たない分に充当。

(単位：千円)

	医療分	後期支援分	介護分	合計
賦課率算定上の保険者負担分 <small>併で使用される賦課率 審査支払手数料、保健事業費など</small>	A 6,238,570	1,518,511	649,805	8,406,886
特定財源	B			
前期高齢者交付金	2,378,595			2,378,595
療養給付費交付金		77,079		77,079
差引：対象経費（賦課率の分母）	A-B C 3,859,975	1,441,432	649,805	5,951,212
賦課率（対象経費から設定した率）	D 40%	50%	50%	
対象経費×賦課率	C×D E 1,543,990	720,716	324,902	2,589,608
東京都からの借入金償還額	F 65,000			65,000
繰上充用金に対する赤字解消額	G 100,000	3億円÷3年		100,000
計：算定税額上の賦課必要額	E~G H 1,708,990	720,716	324,902	2,754,608
現行税率による基金安定繰入金	I 128,349	74,873	20,590	223,812
現行税率による保険税収入額（滞納繰越分含む）	J 1,450,608	580,168	195,013	2,225,789
差引：増収必要額	H-(I+J) K 130,033	65,675	109,299	305,007
繰上充用金に対する赤字解消額（再掲）	G 100,000	3億円÷3年		100,000
借入金償還額(F)を考慮し圧縮した、繰上充用金に対する赤字解消額	G' 78,000	(8500万円×2年分+3億円) ÷3年-6500万円		78,000
① 差引：増収必要額の削減	G'-G L Δ 22,000			Δ 22,000
② 現行税率分の収入率向上による増収（90%→91%）	M 15,138	5,972	2,014	23,124
現行税率による現年分調定額	N			
一般分のみ	1,543,153	621,704		2,164,857
一般分+退職分			198,336	2,502,181
現行税率による現年分収入額	N×91% O			
一般分のみ	1,404,269	565,751		1,970,020
一般分+退職分			180,486	2,276,985
新税率による現年分調定額	P			
一般分のみ	1,632,998	687,504		2,320,502
一般分+退職分			302,772	2,770,403
新税率による現年分収入額	P×91% Q			
一般分のみ	1,486,028	625,629		2,111,657
一般分+退職分			275,523	2,521,067
③ 差引：増税額（医療分、後期支援分は一般分のみ）	Q-O R 81,759	59,878	95,037	236,674
現行税率による基金安定繰入金の保険料軽減分	S 88,967	53,066	14,094	156,127
新税率による基金安定繰入金の保険料軽減分	T 105,295	57,148	21,894	184,337
④ 差引：基金安定繰入金の保険料軽減分の増額	T-S U 16,328	4,082	7,800	28,210
増収（及び必要額の削減）計（医療分、後期支援分は一般分のみ M+R+U-L）	V 135,225	69,932	104,851	310,008
増収必要額（K）との差額	V-K W 5,192	4,257	Δ 4,448	5,001
（参考）増税額 調定ベース（退職含む）	X 93,658	70,128	104,436	268,222
（参考）増税額 収入ベース（退職含む、収入率91%）	Y 85,229	63,816	95,037	244,082
（参考）Xのうち退職分として減少する療養給付費交付金	Z Δ 3,470	Δ 3,938		Δ 7,408

増収必要額（K）3億円の対策

H25当初賦課
ベースで試算

税率 (単位：%)

	現行	改定案	増減
医療分			
所得割	4.50%	4.80%	0.30%
資産割	15.0%	7.5%	Δ 7.5%
均等割	17,000	21,000	4,000
平等割	6,600	6,600	0
賦課限度額	510,000	510,000	0
後期支援分			
所得割	1.66%	1.95%	0.29%
均等割	13,000	14,000	1,000
賦課限度額	140,000	140,000	0
介護分			
所得割	1.10%	1.90%	0.80%
均等割	10,300	16,000	5,700
賦課限度額	120,000	120,000	0
合計			
所得割	7.26%	8.65%	1.39%
資産割	15.0%	7.5%	Δ 7.5%
均等割	40,300	51,000	10,700
平等割	6,600	6,600	0
賦課限度額	770,000	770,000	0
（参考）医療分+後期支援分			
所得割	6.16%	6.75%	0.59%
資産割	15.0%	7.5%	Δ 7.5%
均等割	30,000	35,000	5,000
平等割	6,600	6,600	0
賦課限度額	650,000	650,000	0

（参考）応能割：応益割

	医療分	後期支援分	介護分
現行	66.30 : 33.70	49.60 : 50.40	52.24 : 47.76
改正案	62.31 : 37.69	50.85 : 49.15	51.49 : 48.51

※退職被保険者に関しては対象経費と税収との差額が「療養給付費交付金」として補てんされることから、医療分と後期支援分は「一般分」のみ、介護分は「一般分+退職分」について、算出している。

9 国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧

(単位：円)

No.	1	2	3	4	5	6	
家族構成	夫38歳 妻35歳 子 7歳	夫43歳 妻41歳 子10歳 子 7歳	夫55歳 妻53歳 子20歳 子17歳	68歳 単身世帯	夫68歳 妻66歳	夫68歳 妻66歳	
世帯収入	夫 給与 200万円	夫 給与 500万円	夫 給与 800万円	公的年金150万円	夫 公的年金 190万円	夫 公的年金 240万円	
固定資産税額	無	無	夫 1 2 万円	無	無	無	
国保年税額 (改定前)	132,000	374,300	570,600	10,900	56,000	120,100	120,100
国保年税額 (改定後)	149,300	449,200	631,700	12,400	63,200	135,200	119,900
年税額の上昇額	17,300	74,900	61,100	1,500	7,200	15,100	△ 200
年税額の上昇割合	13.11%	20.01%	10.71%	13.76%	12.86%	12.57%	△ 0.17%
備考	2割軽減	—	支援分・介護分 限度額超過	7割軽減	5割軽減	—	基準改正(予定) 2割軽減後

※各世帯における算出基礎は、別紙「国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧」の具体的計算参照

「国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧」の具体的計算

	「改定前」		「改定後」	
医療分	所得割額	4.50%	所得割額	4.80%
	資産割額	15.00%	資産割額	7.50%
	均等割額	¥17,000	均等割額	¥21,000
	平等割額	¥6,600	平等割額	¥6,600
	限度額	¥510,000	限度額	¥510,000
支援分	所得割額	1.66%	所得割額	1.95%
	均等割額	¥13,000	均等割額	¥14,000
	限度額	¥140,000	限度額	¥140,000
介護分	所得割額	1.10%	所得割額	1.90%
	均等割額	¥10,300	均等割額	¥16,000
	限度額	¥120,000	限度額	¥120,000

二 1 世帯例 (夫38歳 給与収入200万円、妻35歳 所得なし、子7歳 固定資産税なし)
 ※ 2割軽減世帯 (世帯合計所得 ≤ 33万円 + 被保険者数 × 350,000円)

「改定前」

医療分	所得割	$¥890,000 \times 4.50\%$	¥40,050
	均等割	$¥17,000 \times 3人$	¥51,000
	平等割		¥6,600
	計		¥97,650
	軽減額		¥11,520
	軽減後		¥86,130
	100円未満切捨後		¥86,100
支援分	所得割	$¥890,000 \times 1.66\%$	¥14,774
	均等割	$¥13,000 \times 3人$	¥39,000
	計		¥53,774
	軽減額		¥7,800
	軽減後		¥45,974
	100円未満切捨後		¥45,900
介護分	なし		
年税額			¥132,000

均等割額と平等割額を2割軽減

「改定後」

医療分	所得割	$¥890,000 \times 4.80\%$	¥42,720
	均等割	$¥21,000 \times 3人$	¥63,000
	平等割		¥6,600
	計		¥112,320
	軽減額		¥13,920
	軽減後		¥98,400
	100円未満切捨後		¥98,400
支援分	所得割	$¥890,000 \times 1.95\%$	¥17,355
	均等割	$¥14,000 \times 3人$	¥42,000
	計		¥59,355
	軽減額		¥8,400
	軽減後		¥50,955
	100円未満切捨後		¥50,900
介護分	なし		
年税額			¥149,300

2 世帯例 (夫43歳 給与収入500万円、妻41歳 所得なし、子10歳 所得なし、子7歳 所得なし、固定資産税なし)

「改定前」

医療分	所得割	$¥3,130,000 \times 4.50\%$	¥140,850
	均等割	$¥17,000 \times 4人$	¥68,000
	平等割		¥6,600
	計		¥215,450
	100円未満切捨後		¥215,400
支援分	所得割	$¥3,130,000 \times 1.66\%$	¥51,958
	均等割	$¥13,000 \times 4人$	¥52,000
	計		¥103,958
	100円未満切捨後		¥103,900
介護分	所得割	$¥3,130,000 \times 1.10\%$	¥34,430
	均等割	$¥10,300 \times 2人$	¥20,600
	計		¥55,030
	100円未満切捨後		¥55,000
年税額			¥374,300

「改定後」

医療分	所得割	$¥3,130,000 \times 4.80\%$	¥150,240
	均等割	$¥21,000 \times 4人$	¥84,000
	平等割		¥6,600
	計		¥240,840
	100円未満切捨後		¥240,800
支援分	所得割	$¥3,130,000 \times 1.95\%$	¥61,035
	均等割	$¥14,000 \times 4人$	¥56,000
	計		¥117,035
	100円未満切捨後		¥117,000
介護分	所得割	$¥3,130,000 \times 1.90\%$	¥59,470
	均等割	$¥16,000 \times 2人$	¥32,000
	計		¥91,470
	100円未満切捨後		¥91,400
年税額			¥449,200

12

3 世帯例 (夫55歳 給与収入800万円、妻53歳 所得なし、子20歳 所得なし、子17歳 所得なし、固定資産税12万円)

「改定前」

医療分	所得割	$¥5,670,000 \times 4.50\%$	¥255,150
	資産割	$¥120,000 \times 15.00\%$	¥18,000
	均等割	$¥17,000 \times 4人$	¥68,000
	平等割		¥6,600
	計		¥347,750
	100円未満切捨後		¥347,700
	限度額超過の場合は限度額		¥347,700
支援分	所得割	$¥5,670,000 \times 1.66\%$	¥94,122
	均等割	$¥13,000 \times 4人$	¥52,000
	計		¥146,122
	100円未満切捨後		¥146,100
	限度額超過の場合は限度額		¥140,000
介護分	所得割	$¥5,670,000 \times 1.10\%$	¥62,370
	均等割	$¥10,300 \times 2人$	¥20,600
	計		¥82,970
	100円未満切捨後		¥82,900
	限度額超過の場合は限度額		¥82,900
年税額			¥570,600

「改定後」

医療分	所得割	$¥5,670,000 \times 4.80\%$	¥272,160
	資産割	$¥120,000 \times 7.50\%$	¥9,000
	均等割	$¥21,000 \times 4人$	¥84,000
	平等割		¥6,600
	計		¥371,760
	100円未満切捨後		¥371,700
	限度額超過の場合は限度額		¥371,700
支援分	所得割	$¥5,670,000 \times 1.95\%$	¥110,565
	均等割	$¥14,000 \times 4人$	¥56,000
	計		¥166,565
	100円未満切捨後		¥166,500
	限度額超過の場合は限度額		¥140,000
介護分	所得割	$¥5,670,000 \times 1.90\%$	¥107,730
	均等割	$¥16,000 \times 2人$	¥32,000
	計		¥139,730
	100円未満切捨後		¥139,700
	限度額超過の場合は限度額		¥120,000
年税額			¥631,700

- 4 世帯例 (単身 68歳 公的年金収入 150万円、固定資産税なし)
 ※ 7割軽減世帯 (世帯合計所得 ≤ 33万円)

均等割額と平等割額を7割軽減

「改定前」			
医療分	均等割	¥17,000 × 1人	¥17,000
	平等割		¥6,600
	計		¥23,600
	軽減額		¥16,520
	軽減後 100円未満切捨後		¥7,080 ¥7,000
支援分	均等割	¥13,000 × 1人	¥13,000
	計		¥13,000
	軽減額		¥9,100
	軽減後		¥3,900
	100円未満切捨後		¥3,900
介護分	なし		
年税額		¥10,900	

「改定後」			
医療分	均等割	¥21,000 × 1人	¥21,000
	平等割		¥6,600
	計		¥27,600
	軽減額		¥19,320
	軽減後 100円未満切捨後		¥8,280 ¥8,200
支援分	均等割	¥14,000 × 1人	¥14,000
	計		¥14,000
	軽減額		¥9,800
	軽減後		¥4,200
	100円未満切捨後		¥4,200
介護分	なし		
年税額		¥12,400	

13

- 5 世帯例 (夫 68歳 公的年金収入 190万円、妻 66歳 所得なし、固定資産税なし)
 ※ 5割軽減世帯 (世帯合計所得 ≤ 33万円 + 世帯主を除く被保険者数 × 245,000円)

均等割額と平等割額を5割軽減

「改定前」			
医療分	所得割	¥370,000 × 4.50%	¥16,650
	均等割	¥17,000 × 2人	¥34,000
	平等割		¥6,600
	計		¥57,250
	軽減額		¥20,300
支援分	所得割	¥370,000 × 1.66%	¥6,142
	均等割	¥13,000 × 2人	¥26,000
	計		¥32,142
	軽減額		¥13,000
	軽減後 100円未満切捨後		¥19,142 ¥19,100
介護分	なし		
年税額		¥56,000	

「改定後」			
医療分	所得割	¥370,000 × 4.80%	¥17,760
	均等割	¥21,000 × 2人	¥42,000
	平等割		¥6,600
	計		¥66,360
	軽減額		¥24,300
支援分	所得割	¥370,000 × 1.95%	¥7,215
	均等割	¥14,000 × 2人	¥28,000
	計		¥35,215
	軽減額		¥14,000
	軽減後 100円未満切捨後		¥21,215 ¥21,200
介護分	なし		
年税額		¥63,200	

6 世帯例 (夫68歳 公的年金収入240万円、妻66歳 所得なし、固定資産税なし)

「改定前」			
医療分	所得割	$¥870,000 \times 4.50\%$	¥39,150
	均等割	$¥17,000 \times 2人$	¥34,000
	平等割		¥6,600
	計		¥79,750
	100円未満切捨後		¥79,700
支援分	所得割	$¥870,000 \times 1.66\%$	¥14,442
	均等割	$¥13,000 \times 2人$	¥26,000
	計		¥40,442
	100円未満切捨後		¥40,400
介護分	なし		
年税額			¥120,100

「改定後」			
医療分	所得割	$¥870,000 \times 4.80\%$	¥41,760
	均等割	$¥21,000 \times 2人$	¥42,000
	平等割		¥6,600
	計		¥90,360
	100円未満切捨後		¥90,300
支援分	所得割	$¥870,000 \times 1.95\%$	¥16,965
	均等割	$¥14,000 \times 2人$	¥28,000
	計		¥44,965
	100円未満切捨後		¥44,900
介護分	なし		
年税額			¥135,200

保険基盤安定制度の拡充による応益割保険料の軽減対象世帯の拡大の場合

※ 基準改正(予定) 2割軽減世帯 (世帯合計所得 \leq 33万円+被保険者数 \times 450,000円)

「改定後」			
医療分	所得割	$¥870,000 \times 4.80\%$	¥41,760
	均等割	$¥21,000 \times 2人$	¥42,000
	平等割		¥6,600
	計		¥90,360
	軽減額		¥9,720
	軽減後		¥80,640
	100円未満切捨後		¥80,600
支援分	所得割	$¥870,000 \times 1.95\%$	¥16,965
	均等割	$¥14,000 \times 2人$	¥28,000
	計		¥44,965
	軽減額		¥5,600
	軽減後		¥39,365
	100円未満切捨後		¥39,300
介護分	なし		
年税額			¥119,900

10 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について【抜 粋】

平成25年8月21日
閣 議 決 定

一 講ずべき社会保障制度改革の措置等

2. 医療制度

(6) 持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

① 医療保険制度の財政基盤の安定化について次に掲げる措置

イ 国民健康保険（国保）の財政支援の拡充

ロ 国保の保険者、運営等の在り方に関し、保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運營業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置

ハ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）附則第2条に規定する所要の措置

② 保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について次に掲げる措置

イ 国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置

ロ 被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全てを総報酬割とする措置

ハ 所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

ニ 国保の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ

③ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し

ロ 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

(7) 次期医療計画の策定期間が平成30年度であることも踏まえ、(6)に掲げる必要な措置を平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずる。法改正が必要な措置については、必要な法律案を平成27年通常国会に提出することを目指す。

11 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

(1) 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)

○ 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

《具体的な内容(案)》

① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

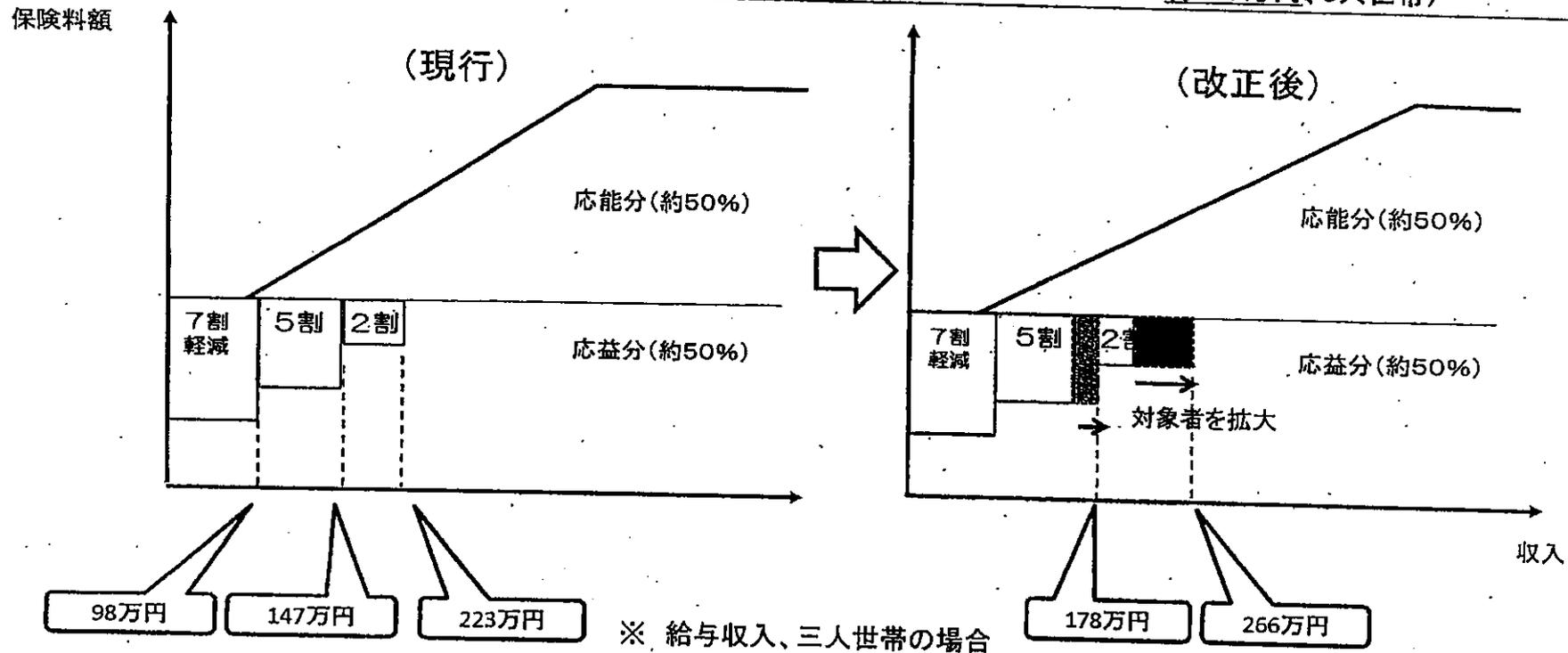
(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)

② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+24.5万円 × (被保険者数-世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)



出典：全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議(平成25年3月1日)資料

12 繰 入 金 の 推 移

(単位：円、%)

	平成17年度 決算額	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 当初予算見込額
繰入金	1,226,175,000	999,088,000	994,275,306	738,710,942	1,107,151,917	1,567,206,632	1,346,604,136	1,402,266,699	1,313,886,000	1,301,037,619
(対前年伸率)	26.22	△ 18.52	△ 0.48	△ 25.70	49.88	41.55	△ 14.08	4.13	△ 6.30	△ 0.98
一般会計繰入金	1,226,175,000	999,088,000	994,275,306	738,710,942	1,107,151,917	1,233,106,632	1,221,604,136	1,402,266,699	1,313,886,000	1,301,037,619
(対前年伸率)	26.22	△ 18.52	△ 0.48	△ 25.70	49.88	11.38	△ 0.93	14.79	△ 6.30	△ 0.98
保険基盤安定繰入金	142,611,833	164,069,056	173,571,082	123,575,894	121,550,624	169,651,852	171,829,328	221,596,856	221,596,000	223,811,960
(対前年伸率)	3.45	15.05	5.79	△ 28.80	△ 1.64	39.57	1.28	28.96	0.00	1.00
職員給与費等繰入金	151,847,168	148,858,787	172,470,891	151,528,381	157,207,960	143,685,780	165,515,141	151,776,510	168,090,000	152,317,659
(対前年伸率)	7.54	△ 1.97	15.86	△ 12.14	3.75	△ 8.60	15.19	△ 8.30	10.75	△ 9.38
出産育児一時金繰入金	27,400,000	23,300,000	28,233,333	29,106,667	28,393,333	34,453,000	33,946,667	39,893,333	39,200,000	39,592,000
(対前年伸率)	△ 4.20	△ 14.96	21.17	3.09	△ 2.45	21.34	△ 1.47	17.52	△ 1.74	1.00
その他一般会計繰入金	904,315,999	662,860,157	620,000,000	434,500,000	800,000,000	885,316,000	850,313,000	989,000,000	885,000,000	885,316,000
(対前年伸率)	36.24	△ 26.70	△ 6.47	△ 29.92	84.12	10.66	△ 3.95	16.31	△ 10.52	0.04
基金繰入金	0	0	0	0	0	334,100,000	125,000,000	0	0	0
(対前年伸率)	—	—	—	—	—	皆増	△ 62.59	皆減	—	—
基金繰入金	0	0	0	0	0	334,100,000	125,000,000	0	0	0
(対前年伸率)	—	—	—	—	—	皆増	△ 62.59	皆減	—	—

13 国民健康保険特別会計における一般会計繰入金の26市の状況

(単位：円)

市名	年度平均 被保険者数	平成24年度								
		法定内繰入金			法定外繰入金（その他繰入金）			合計		
		繰入金	一人当たり 繰入金	順位	繰入金	一人当たり 繰入金	順位	繰入金	一人当たり 繰入金	順位
八王子市	163,017人	2,027,774,898	12,439円	15	6,417,205,102	39,365円	5	8,444,980,000	51,804円	7
立川市	50,903人	528,818,601	10,389円	19	1,770,181,399	34,776円	15	2,299,000,000	45,164円	14
武蔵野市	35,433人	301,604,939	8,512円	25	1,182,037,234	33,360円	17	1,483,642,173	41,872円	19
三鷹市	47,669人	590,779,970	12,393円	16	1,709,000,000	35,851円	12	2,299,779,970	48,245円	13
青梅市	40,750人	569,014,564	13,964円	6	860,000,000	21,104円	25	1,429,014,564	35,068円	24
府中市	65,628人	885,428,237	13,492円	10	2,645,703,000	40,314円	4	3,531,131,237	53,805円	4
昭島市	33,391人	473,169,792	14,171円	4	1,266,830,000	37,939円	9	1,739,999,792	52,110円	6
調布市	58,660人	783,984,000	13,365円	12	2,397,691,000	40,874円	3	3,181,675,000	54,239円	3
町田市	119,103人	1,533,722,110	12,877円	14	3,421,833,890	28,730円	20	4,955,556,000	41,607円	20
小金井市	28,143人	413,266,699	14,685円	3	989,000,000	35,142円	13	1,402,266,699	49,826円	11
小平市	48,557人	651,150,803	13,410円	11	1,848,849,197	38,076円	7	2,500,000,000	51,486円	9
日野市	46,247人	440,234,248	9,519円	23	1,190,099,172	25,734円	23	1,630,333,420	35,253円	23
東村山市	43,322人	567,237,616	13,094円	13	1,307,932,384	30,191円	19	1,875,170,000	43,284円	16
国分寺市	29,427人	290,728,155	9,880円	21	823,260,845	27,976円	21	1,113,989,000	37,856円	22
国立市	20,424人	212,411,285	10,400円	18	777,354,260	38,061円	8	989,765,545	48,461円	12
西東京市	53,509人	737,671,626	13,786円	7	2,016,609,000	37,687円	10	2,754,280,626	51,473円	10
福生市	19,722人	196,609,428	9,969円	20	902,246,000	45,748円	2	1,098,855,428	55,717円	2
狛江市	21,836人	243,542,568	11,153円	17	607,450,432	27,819円	22	850,993,000	38,972円	21
東大和市	25,431人	360,186,772	14,163円	5	971,954,000	38,219円	6	1,332,140,772	52,383円	5
清瀬市	21,960人	336,003,527	15,301円	2	800,000,000	36,430円	11	1,136,003,527	51,731円	8
東久留米市	34,695人	559,332,279	16,121円	1	480,000,000	13,835円	26	1,039,332,279	29,956円	26
武蔵村山市	24,815人	215,680,931	8,692円	24	839,364,000	33,825円	16	1,055,044,931	42,516円	17
多摩市	42,347人	575,586,176	13,592円	9	1,281,525,892	30,262円	18	1,857,112,068	43,855円	15
稲城市	21,303人	159,596,741	7,492円	26	743,075,000	34,881円	14	902,671,741	42,373円	18
羽村市	16,879人	231,094,925	13,691円	8	829,013,000	49,115円	1	1,060,107,925	62,806円	1
あきる野市	25,690人	250,421,823	9,748円	22	550,000,000	21,409円	24	800,421,823	31,157円	25
全市平均			12,165円			33,720円			45,885円	

14 小金井市国民健康保険税税率改定状況

年 度	応能割		応益割		限 度 額	備 考
	所得割	資産割	均等割	平等割		
昭和49年度	2.5%	12.7%	900円	1,500円	8万円	
50	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円	
51						
52						
53						
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円	
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円	
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円	
57						
58						
59						
60						
61			4,800円		31万円	
62						
63					34万円	
平成元年度						
2						
3						
4			7,200円		38万円	
5						
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円	
7						
8			10,800円		46万円	
9						法定限度額53万円
10					50万円	
11						
12	医療分 4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円	
	介護分 0.7%		5,900円		7万円	法定限度額7万円
13	医療分					
	介護分 0.92%					
14	医療分					
	介護分					
15	医療分					
	介護分					法定限度額8万円
16	医療分 4.9%	16.0%	15,800円		53万円	
	介護分 0.96%		7,000円		8万円	
17	医療分					
	介護分					
18	医療分 5.17%	15.0%	20,000円			
	介護分 1.10%		10,300円			法定限度額9万円
19	医療分					法定限度額56万円
	介護分					
20	医療分 3.51%		7,000円		41万円	法定限度額47万円
	支援分 1.66%		13,000円		12万円	法定限度額12万円
	介護分					
21	医療分					
	支援分					
	介護分					法定限度額10万円
22	医療分					法定限度額50万円
	支援分					法定限度額13万円
	介護分					
23	医療分				46万円	法定限度額51万円
	支援分				13万円	法定限度額14万円
	介護分				10万円	法定限度額12万円
24	医療分 4.50%		17,000円		50万円	
	支援分					
	介護分					
25	医療分				51万円	
	支援分				14万円	
	介護分				12万円	

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

15 平成25年度 26市国民健康保険税(料)率等の状況

	国民健康保険税(料)率・賦課限度額															7・5・2割軽減	6・4割軽減
	基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金等賦課分					介護納付金課税(賦課)分						
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)		
1 八王子市	4.50	—	23,000	—	51	1.40	—	7,000	—	14	1.40	—	10,000	—	12	○	
2 立川市	4.79	—	23,600	—	51	2.33	—	10,900	—	14	1.75	—	14,100	—	12	○	
3 武蔵野市	4.70	—	21,300	—	50	1.70	—	7,200	—	13	1.40	—	11,400	—	10	○	
4 三鷹市	4.70	—	24,400	—	51	1.20	—	5,500	—	14	1.40	—	12,500	—	12	○	
5 青梅市	5.10	—	24,300	—	51	1.60	—	7,500	—	14	1.55	—	9,300	—	12	○	
6 府中市	4.63	—	22,920	—	50	1.42	—	6,840	—	13	1.49	—	9,240	—	10	○	
7 昭島市	4.70	6.00	22,200	5,000	51	1.60	—	8,000	—	14	1.25	—	13,000	—	12	○	
8 調布市	4.65	—	22,800	—	51	1.35	—	7,200	—	14	1.25	—	9,300	—	12	○	
9 町田市	4.08	—	19,700	9,000	51	1.38	—	6,800	3,000	14	1.17	—	8,400	3,000	12	○	
10 小金井市	4.50	15.00	17,000	6,600	51	1.66	—	13,000	—	14	1.10	—	10,300	—	12	○	
11 小平市	4.53	9.60	17,500	5,400	51	1.67	—	9,800	—	14	1.20	—	14,900	—	12	○	
12 日野市	4.80	10.00	18,600	9,000	51	1.20	—	6,000	—	14	1.20	—	12,000	—	12	○	
13 東村山市	4.50	—	21,000	12,000	51	1.50	—	8,400	—	14	1.50	—	13,000	—	12	○	
14 国分寺市	4.35	—	28,000	—	51	1.25	—	12,000	—	14	0.95	—	14,000	—	12	○	
15 国立市	4.60	—	18,500	—	51	1.20	—	6,600	—	14	1.15	—	9,000	—	12	○	
16 福生市	4.70	—	24,000	—	51	1.80	—	11,000	—	14	1.30	—	11,000	—	12	○	
17 狛江市	5.05	10.00	19,200	2,000	51	1.50	—	13,500	—	14	1.17	—	11,000	—	12	○	
18 東大和市	5.01	10.00	20,500	9,000	51	1.60	—	7,500	—	14	1.75	—	10,400	—	12	○	
19 清瀬市	5.30	11.00	24,000	16,000	51	1.17	—	4,000	—	14	1.80	—	15,000	—	12	○	
20 東久留米市	4.23	—	24,700	6,400	51	1.84	—	10,000	2,500	14	1.43	—	8,600	4,300	12	○	
21 武蔵村山市	4.97	15.00	15,400	7,800	51	1.74	—	13,200	—	14	1.36	—	11,100	—	12	○	
22 多摩市	4.20	—	23,800	—	51	1.40	—	10,000	—	14	1.20	—	9,000	—	12	○	
23 稲城市	4.62	—	22,600	—	51	1.18	—	5,500	—	14	2.19	—	13,100	—	12	○	
24 羽村市	5.10	—	23,000	—	51	1.40	—	7,800	—	14	1.20	—	11,000	—	12	○	
25 あきる野市	4.12	15.00	15,600	10,800	51	1.40	—	8,400	—	14	1.40	—	9,400	—	12	○	
26 西東京市	5.41	—	19,800	11,800	51	1.68	—	6,500	—	14	1.64	—	14,300	—	12	○	
市部平均	4.69	11.29	21,439	8,523	51	1.50	—	8,313	2,750	14	1.39	—	11,321	3,650	12	26	—

※網掛け部分は平成25年度から改定されている。

16 26市国民健康保険税(料)資産割率の推移(基礎賦課分)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1 八王子市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 立川市	10.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 武蔵野市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 三鷹市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 青梅市	15.50	15.50	10.00	10.00	—	—	—	—	—	—
6 府中市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 昭島市	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	6.00	6.00
8 調布市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9 町田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 小金井市	16.00	16.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00
11 小平市	19.95	19.95	19.95	19.95	19.95	19.95	12.00	12.00	9.60	9.60
12 日野市	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
13 東村山市	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	—	—	—	—	—
14 国分寺市	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	—	—	—	—
15 国立市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16 福生市	13.00	13.00	13.00	13.00	13.00	13.00	13.00	13.00	13.00	—
17 狛江市	18.50	18.20	18.20	18.20	18.20	18.20	18.20	10.00	10.00	10.00
18 東大和市	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
19 清瀬市	21.00	21.00	21.00	21.00	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00
20 東久留米市	16.00	16.00	16.00	16.00	12.80	12.80	12.80	8.50	4.20	—
21 武蔵村山市	19.95	19.95	19.95	19.95	19.95	19.95	19.95	19.95	19.95	15.00
22 多摩市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23 稲城市	16.00	16.00	16.00	3.00	6.00	6.00	6.00	—	—	—
24 羽村市	20.00	20.00	13.00	13.00	—	—	—	—	—	—
25 あきる野市	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00
26 西東京市	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	10.00	10.00	—	—
市数	18	17	17	17	15	14	13	12	11	9

※網掛け部分は前年度から改定されている。

【注】「資産割」とは、国民健康保険に加入される方1人につき、当該年度固定資産税額(都市計画税を除く。)の合計額に税率を掛けたもの。

8 平成25年度 第2回国民健康保険運営協議会資料

1	世帯所得階層別の世帯数、被保険者数及び年税額の状況 (平成24年度賦課分)(金井委員要求資料)	-----	1
2	保険税負担率のモデル比較(金井委員要求資料)	-----	2
3	国民健康保険特別会計における医療分の費用と賦課率 (医療分)算定上の対象経費の違い(金井委員要求資料)	-----	4
4	医療費に対して公費1/2・国保税1/2とする法的根拠 (森戸委員要求資料)	-----	5
5	平成24年度現年度調定分に係る国民健康保険税収納額の 年齢別比率について(森戸委員要求資料)	-----	10
6	国民健康保険税の滞納世帯数と滞納額の推移 (森戸委員要求資料)	-----	11
7	国民健康保険特別会計における一般会計繰入金の26市の状況 (森戸委員要求資料)	-----	12
8	後期高齢者支援金・介護納付金算出根拠(森戸委員要求資料)	—	13
9	医療費の5年間推移(森戸委員要求資料)	-----	14
10	療養給付費費用額の推移(百瀬委員要求資料)	-----	18
11	診療報酬改定率の推移(百瀬委員要求資料)	-----	19

1 世帯所得階層別の世帯数、被保険者数及び年税額の状況(平成24年度賦課分)

世帯所得階層	国保世帯数 (A)		被保険者数 (B)		合計年税額 (C)		年税額(1世帯平均) (C/A) (円)	年税額(被保険者平均) (C/B) (円)
	(世帯)	構成比	(人)	構成比	(円)	構成比		
所得無 (※1)	6,365	29.67%	7,500	23.19%	132,891,700	5.38%	20,879	17,719
50万円未満	2,199	10.25%	2,940	9.09%	57,109,500	2.31%	25,971	19,425
50～100万円未満	2,175	10.14%	2,956	9.14%	136,089,500	5.51%	62,570	46,038
100～150万円未満	2,553	11.90%	3,594	11.11%	235,499,500	9.54%	92,244	65,526
150～200万円未満	2,225	10.37%	3,482	10.77%	278,623,200	11.28%	125,224	80,018
200～300万円未満	2,630	12.26%	4,689	14.50%	452,103,200	18.31%	171,902	96,418
300～400万円未満	1,338	6.24%	2,683	8.30%	321,188,000	13.01%	240,051	119,712
400～500万円未満	687	3.20%	1,466	4.53%	213,859,100	8.66%	311,294	145,879
500～600万円未満	333	1.55%	715	2.21%	121,169,600	4.91%	363,873	169,468
600～700万円未満	232	1.08%	568	1.76%	99,234,000	4.02%	427,733	174,708
700～800万円未満	143	0.67%	367	1.13%	72,060,400	2.92%	503,919	196,350
800～900万円未満	109	0.51%	272	0.84%	57,697,500	2.34%	529,335	212,123
900～1000万円未満	72	0.34%	146	0.45%	40,696,200	1.65%	565,225	278,741
1000万円以上	391	1.82%	965	2.98%	250,801,800	10.16%	641,437	259,898
合計	21,452	100%	32,343	100%	2,469,023,200	100%	115,095	76,339

上記の国保世帯数及び被保険者数については、加入期間が1年に満たない者も含まれている。

上記の合計年税額については、平成25年5月31日時点の現況によるが、平成25年4月1日以降に年度をまたいで資格取得した者に係る税額も含まれている。

構成比については、小数点第3位以下を四捨五入しているため、各欄を合計しても必ずしも100%にならない場合がある。

※1 世帯主及び被保険者のすべてが未申告である世帯を含む。なお、未申告世帯も所得無の階層に算入しているが、未申告世帯は所得による判定ができないため7割軽減となっていない。

2 保険税負担率のモデル比較

年金所得者世帯（単身者1人世帯）

モデルNO.	1	2	3	4	5	
世帯状況	65歳～74歳 年金収入80万	65歳～74歳 年金収入190万	65歳～74歳 年金収入210万 固定資産税6万	65歳～74歳 年金収入300万 固定資産税12万	65歳～74歳 年金収入400万 固定資産税12万	
世帯収入額（A）	800,000	1,900,000	2,100,000	3,000,000	4,000,000	
世帯所得額	0	700,000	900,000	1,800,000	2,625,000	
現行	年税額（B）	10,900	52,000	80,600	145,100	195,800
	負担率（B/A）	1.36%	2.74%	3.84%	4.84%	4.90%
	備考	7割軽減	2割軽減	—	—	—
改定	年税額（B）	12,400	45,700	76,200	149,700	205,400
	負担率（B/A）	1.55%	2.41%	3.63%	4.99%	5.14%
	備考	7割軽減	5割軽減	2割軽減	—	—

年金所得者世帯（世帯主、配偶者 合計2人世帯）

モデルNO.	6	7	8	9	10	
世帯状況 (世帯主：甲 配偶者：乙)	65歳～74歳夫婦 甲 年金収入80万 乙 年金収入80万	65歳～74歳夫婦 甲 年金収入170万 乙 年金収入100万	65歳～74歳夫婦 甲 年金収入210万 乙 年金収入110万 固定資産税6万	65歳～74歳夫婦 甲 年金収入250万 乙 年金収入120万 固定資産税12万	65歳～74歳夫婦 甲 年金収入350万 乙 年金収入130万 固定資産税12万	
世帯収入額（A）	1,600,000	2,700,000	3,200,000	3,700,000	4,800,000	
世帯所得額	0	500,000	900,000	1,300,000	2,350,000	
現行	年税額（B）	19,900	43,700	97,300	144,300	202,800
	負担率（B/A）	1.24%	1.62%	3.04%	3.90%	4.23%
	備考	7割軽減	5割軽減	2割軽減	—	—
改定	年税額（B）	22,900	49,700	81,200	135,700	215,100
	負担率（B/A）	1.43%	1.84%	2.54%	3.67%	4.48%
	備考	7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減	—

※年金収入には遺族年金等の非課税年金収入を含まず、負担率を算出している。

給与所得者40歳～64歳世帯（世帯主（収入あり） 配偶者（収入なし） 子供2人 合計4人世帯）

モデルNO.		11	12	13	14	15
世帯状況 (世帯主：甲)		40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入90万	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入150万	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入200万	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入280万 固定資産税6万円	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入360万 固定資産税12万円
世帯収入額 (A)		900,000	1,500,000	2,000,000	2,800,000	3,600,000
世帯所得額		250,000	850,000	1,220,000	1,780,000	2,340,000
現行	年税額 (B)	44,000	111,300	182,200	261,300	311,000
	負担率 (B/A)	4.89%	7.42%	9.11%	9.33%	8.64%
	備考	7割軽減	5割軽減	2割軽減	—	—
改定	年税額 (B)	53,500	134,100	166,200	272,600	361,200
	負担率 (B/A)	5.94%	8.94%	8.31%	9.74%	10.03%
	備考	7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減	—

給与所得者40歳～64歳世帯（世帯主（収入あり） 配偶者（収入あり） 子供2人 合計4人世帯）

モデルNO.		16	17	18	19	20
世帯状況 (世帯主：甲 配偶者：乙)		40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入80万 乙 給与収入80万	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入150万 乙 給与収入80万	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入170万 乙 給与収入90万	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入280万 乙 給与収入100万 固定資産税6万	40歳～64歳夫婦 子2人 甲 給与収入360万 乙 給与収入120万 固定資産税12万
世帯収入額 (A)		1,600,000	2,300,000	2,600,000	3,800,000	4,800,000
世帯所得額		300,000	1,000,000	1,270,000	2,130,000	2,890,000
現行	年税額 (B)	44,000	111,300	167,700	262,800	327,000
	負担率 (B/A)	2.75%	4.84%	6.45%	6.92%	6.81%
	備考	7割軽減	5割軽減	2割軽減	—	—
改定	年税額 (B)	53,500	134,100	148,900	274,400	380,300
	負担率 (B/A)	3.34%	5.83%	5.73%	7.22%	7.92%
	備考	7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減	—

3 国民健康保険特別会計における医療分の費用と 賦課率（医療分）算定上の対象経費の違い

この資料は、平成25年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会資料【国民健康保険税関係】9ページ「8平成26年度国民健康保険税改定における増税必要額」における『賦課率算定上の保険者負担分A』の医療分について補足するものです。

- 国保会計における医療分の対象経費（総務費の事務費は除く）は、後期高齢者支援金及び介護納付金以外の経費が対象になります。
- また、賦課率算定上は、退職被保険者分を除いたものが対象になります。
- 以下の表は、一般被保険者分について、国保会計上の医療分と賦課率（医療分）算定上の対象経費を比較したものです。

国保会計上の医療分の対象経費	賦課率(医療分)算定上の対象経費
保険給付費 療養給付費 療養費 審査支払手数料 高額療養費 高額介護合算療養費 移送費 葬祭費 出産育児一時金 結核・精神医療給付費	保険給付費 療養給付費 療養費 高額療養費 高額介護合算療養費
前期高齢者納付金	前期高齢者納付金
老人保健拠出金	老人保健拠出金
共同事業拠出金	
保健事業費	

4 医療費に対して、公費1/2・国保税1/2とする法的根拠

国民健康保険の財政構造をご説明した際に、簡略化したイメージ図をお示しました。

複雑な国民健康保険制度を、その簡略化したイメージ図の中で、本来の負担割合を「公費1/2、国保税1/2」とした根拠は次のようになります。

※ 法律の条文中、第72条の3第1項（保険料軽減にかかる一般会計の繰入れ）、保健事業に要する費用などにかかる部分については、ここでは簡略化した考え方をするため、ここでの考え方から除外しています。

法 律	原則とする考え方 ⇒「しなければならない」 「する」	例外とする考え方 ⇒「この限りでない」 「できる」
<p>国民健康保険法 第76条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第179条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拋出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。 2 （省略）</p>	<p>→</p>	<p>本市は税方式ですが、国民健康保険法上では、保険料方式が原則的な考え方です。</p>
<p>国民健康保険法施行令 第29条の7 （省略） 2 法第76条第1項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 当該基礎賦課額（第5項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第4条第2項第1号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 イ 当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及</p>	<p>→</p> <p>※ 第2項は、医療分についての規定です。</p> <p>保険料は、費用額から特定財源を控除した額を賦課総額とします。</p>	

び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

ハ 当該年度における法第77条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額
二～十（省略）

3 法第76条第1項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額（第5項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第4条第3項第1号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額

ロ 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金の納付

→ 費用額から、前期高齢者交付金控除します。

【特定財源】

→ 国の負担金

→ 国の調整交付金

→ 都の調整交付金

※特定健診の補助金（ここでは考え方を簡略化するため除外します）

【特定財源】

その他の国の補助
都道府県及び市町村の補助及び貸付

※ 第3項は、後期高齢者支援分についての規定です。考え方は医療分と同様です。

に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。))及び貸付金(後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。))その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。))のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。))の額の合算額

ハ 当該年度における法第77条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

二~九 (省略)

4 法第76条第1項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額(次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。))の総額(以下この項において「介護納付金賦課総額」という。))は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

ロ 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。))のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。))の額の合算額

※ 第4項は、後期高齢者支援分についての規定です。考え方は医療分と同様です。

ハ 当該年度における法第77条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の
総額

二～九 (省略)

5 (省略)

国民健康保険法

第70条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第73条第1項及び第104条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の100分の32を負担する。

一 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第72条の3第1項の規定による繰入金の2分の1に相当する額を控除した額

二 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

2 (省略)

国民健康保険法

第72条 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 第70条第1項第1号に掲げる額（同条第2項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）及び同条第1項第2号に掲げる額の合算額の見込額の総額（次条において「算定対象額」という。）の100分の9に相当する額

二 第72条の3第1項の規定による繰入金の総額の4分の1に相当する額

→ 費用負担のうち、32%は国庫負担金

→ 費用負担のうち、9%は国庫調整交付金

国民健康保険法

第72条の2 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。

2 前項の規定による都道府県調整交付金の総額は、算定対象額の100分の9に相当する額とする。

3 (省略)

国民健康保険法

第74条 国は、第69条、第70条、第72条、第72条の4及び前条に規定するもののほか、予算の範囲内において、保健師に要する費用についてはその3分の1を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

国民健康保険法

第75条 都道府県及び市町村は、第72条の2、第72条の3第2項及び第72条の4に規定するもののほか、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

→ 費用負担のうち、9%は国庫調整交付金

国のその他の補助

都道府県の補助金、貸付金
市の補助金（一般会計繰入金）



【結論】

費用負担全体から、32%+9%+9%=50%を控除した額を保険料で負担します。

つまり、公費で50%つまり1/2、残りが保険料で50%つまり1/2が、本来の負担です。

左の本来の負担が原則としてある上で、都道府県の補助や貸付、市町村の補助（一般会計繰入金）が「できる規定」で認められており、これを実施しても法律に根拠のあることとなります。

5 平成24年度現年度調定分に係る国民健康保険税収納額の年齢別比率について

年齢 ※1	調定額 (円)	収納額 (円) ※2	収納率 (%)
0歳～19歳	290,500	162,700	56.01
20歳～29歳	96,406,800	62,024,700	64.34
30歳～39歳	231,318,000	180,571,100	78.06
40歳～49歳	350,290,400	290,312,893	82.88
50歳～59歳	395,867,500	345,530,200	87.28
60歳～69歳	796,687,300	755,587,886	94.84
70歳～79歳	537,599,200	529,919,544	98.57
80歳～89歳	61,789,900	61,171,000	99.00
90歳以上	11,760,300	11,699,900	99.49
合計	2,482,009,900	2,236,979,923	90.13

- ※1 年齢基準日は平成25年5月31日
 ※2 収納額は還付未済金額を除いた金額
 ※3 平成25年5月31日現在の数値

6 国民健康保険税の滞納世帯数と滞納額の推移

単位：世帯数：件
滞納額：千円

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	世帯数 及び金額	対前年 度比 (%)								
滞納世帯数	5,124	-	5,446	106.3	5,234	96.1	5,179	98.9	5,161	99.7
滞納額	715,040	-	732,813	102.5	693,747	94.7	688,126	99.2	691,729	100.5

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	世帯数 及び金額	対前年 度比 (%)								
滞納世帯数	5,356	103.8	5,350	99.9	5,196	97.1	5,043	97.1	5,058	100.3
滞納額	696,342	100.7	732,813	105.2	740,175	101.0	734,215	99.2	784,814	106.9

※各年5月31日現在の数値

7 国民健康保険特別会計における一般会計繰入金の26市の状況

25年度当初ベース

(単位：円)

市名	平成25年度									
	25年度平均 被保険者数 見込	法定内繰入金			法定外繰入金（その他繰入金）			合計		
		繰入金	一人当たり 繰入金	順位	繰入金	一人当たり 繰入金	順位	繰入金	一人当たり 繰入金	順位
八王子市	163,101人	2,107,464,000	12,921円	16	6,869,676,000	42,119円	7	8,977,140,000	55,040円	7
立川市	50,250人	771,695,000	15,357円	4	1,541,903,000	30,685円	20	2,313,598,000	46,042円	18
武蔵野市	36,000人	307,414,000	8,539円	24	1,504,534,000	41,793円	8	1,811,948,000	50,332円	10
三鷹市	47,735人	613,672,000	12,856円	17	2,159,690,000	45,243円	2	2,773,362,000	58,099円	4
青梅市	40,930人	581,340,000	14,203円	11	1,483,537,000	36,246円	12	2,064,877,000	50,449円	9
府中市	65,407人	966,212,000	14,772円	7	2,945,741,000	45,037円	3	3,911,953,000	59,809円	2
昭島市	33,400人	471,313,000	14,111円	12	1,068,687,000	31,997円	18	1,540,000,000	46,108円	17
調布市	58,767人	797,346,000	13,568円	14	2,503,957,000	42,608円	5	3,301,303,000	56,176円	5
町田市	120,145人	1,618,947,000	13,475円	15	4,015,633,000	33,423円	13	5,634,580,000	46,898円	15
小金井市	28,448人	428,886,000	15,076円	5	885,000,000	31,109円	19	1,313,886,000	46,186円	16
小平市	48,550人	699,506,000	14,408円	8	1,800,494,000	37,085円	11	2,500,000,000	51,493円	8
日野市	46,473人	369,494,000	7,951円	25	1,924,828,000	41,418円	9	2,294,322,000	49,369円	13
東村山市	43,231人	544,185,000	12,588円	18	1,258,834,000	29,119円	21	1,803,019,000	41,707円	21
国分寺市	29,195人	310,505,000	10,636円	20	803,605,000	27,525円	22	1,114,110,000	38,161円	23
国立市	20,682人	291,640,000	14,101円	13	848,480,000	41,025円	10	1,140,120,000	55,126円	6
西東京市	53,073人	757,921,000	14,281円	9	2,372,142,000	44,696円	4	3,130,063,000	58,977円	3
福生市	19,629人	208,788,000	10,637円	19	650,000,000	33,114円	14	858,788,000	43,751円	19
狛江市	21,612人	218,167,000	10,095円	22	581,833,000	26,922円	23	800,000,000	37,016円	25
東大和市	25,563人	402,978,000	15,764円	3	543,530,000	21,262円	26	946,508,000	37,026円	24
清瀬市	21,650人	381,398,000	17,617円	2	700,000,000	32,333円	15	1,081,398,000	49,949円	11
東久留米市	34,439人	647,320,000	18,796円	1	843,852,000	24,503円	24	1,491,172,000	43,299円	20
武蔵村山市	24,973人	215,680,000	8,637円	23	799,863,000	32,029円	17	1,015,543,000	40,666円	22
多摩市	43,079人	647,800,000	15,037円	6	1,386,593,000	32,187円	16	2,034,393,000	47,225円	14
稲城市	21,072人	157,150,000	7,458円	26	893,098,000	42,383円	6	1,050,248,000	49,841円	12
羽村市	16,801人	239,919,000	14,280円	10	913,946,000	54,398円	1	1,153,865,000	68,678円	1
あきる野市	25,800人	272,069,000	10,545円	21	550,000,000	21,318円	25	822,069,000	31,863円	26
全市平均			12,989円			35,445円			48,434円	

8 後期高齢者支援金・介護納付金算出根拠

後期高齢者支援金算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者} \\ \text{後期高齢者支援金} \\ \hline 1,518,510,623\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者概算} \\ \text{後期高齢者支援金①} \\ \hline 1,541,179,235\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline (\text{N}-2)\text{年度各保険者} \\ \text{後期高齢者支援金清算額②} \\ \hline 22,668,612\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者} \\ \text{後期高齢者調整金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{① N年度加入者1人} \\ \text{当たり負担見込額} \\ \hline 55,544\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者} \\ \text{加入者見込数} \\ \hline 27,747\text{人} \\ \hline \end{array} \quad \text{②} \quad \begin{array}{|c|} \hline (\text{N}-2)\text{年度各保険者概} \\ \text{算後期後期高齢者支援金} \\ \hline 1,385,080,818\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline (\text{N}-2)\text{年度各保険者確} \\ \text{定後期高齢者支援金} \\ \hline 1,362,412,206\text{円} \\ \hline \end{array}$$

介護納付金算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者} \\ \text{介護納付金} \\ \hline 649,805,397\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者概算} \\ \text{介護納付金③} \\ \hline 648,425,946\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline (\text{N}-2)\text{年度各保険者} \\ \text{介護納付金清算額④} \\ \hline \Delta 1,379,451\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者} \\ \text{介護納付金調整金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{③ N年度加入者1人} \\ \text{当たり負担見込額} \\ \hline 62,317\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{N年度各保険者} \\ \text{加入者見込数} \\ \hline 10,405\text{人} \\ \hline \end{array} \quad \text{④} \quad \begin{array}{|c|} \hline (\text{N}-2)\text{年度各保険者概} \\ \text{算介護納付金} \\ \hline 578,371,526\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline (\text{N}-2)\text{年度各保険者} \\ \text{確定介護納付金} \\ \hline 579,750,977\text{円} \\ \hline \end{array}$$

※ 数値は26年度見込み。

※ 1人当たり負担見込額及び加入者見込数は小数点以下を表示していないため、①・③の金額に一致しない。

9 医療費の5年間推移

【件数】

			平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			件数	件数	前年伸率	件数	前年伸率	件数	前年伸率	件数	前年伸率
一般被保険者分	医科	入院	4,482件	4,503件	0.5%	4,379件	△ 2.8%	4,431件	1.2%	4,512件	1.8%
		入院外	200,420件	205,174件	2.4%	205,916件	0.4%	204,059件	△ 0.9%	205,857件	0.9%
	歯科		45,132件	45,972件	1.9%	46,828件	1.9%	47,494件	1.4%	48,211件	1.5%
	薬剤		116,224件	121,090件	4.2%	126,694件	4.6%	127,163件	0.4%	127,678件	0.4%
	食事療養費		4,249件	4,171件	△ 1.8%	4,126件	△ 1.1%	4,168件	1.0%	4,251件	2.0%
	訪問看護		245件	254件	3.7%	283件	11.4%	390件	37.8%	456件	16.9%
	計		366,503件	376,993件	2.9%	384,100件	1.9%	383,537件	△ 0.1%	386,714件	0.8%
退職被保険者分	医科	入院	361件	222件	△ 38.5%	243件	9.5%	278件	14.4%	320件	15.1%
		入院外	19,170件	13,036件	△ 32.0%	14,581件	11.9%	16,244件	11.4%	16,002件	△ 1.5%
	歯科		4,159件	3,122件	△ 24.9%	3,796件	21.6%	4,286件	12.9%	4,142件	△ 3.4%
	薬剤		10,810件	7,445件	△ 31.1%	8,637件	16.0%	9,780件	13.2%	9,555件	△ 2.3%
	食事療養費		353件	213件	△ 39.7%	223件	4.7%	264件	18.4%	303件	14.8%
	訪問看護		37件	17件	△ 54.1%	7件	△ 58.8%	25件	257.1%	29件	16.0%
	計		34,537件	23,842件	△ 31.0%	27,264件	14.4%	30,613件	12.3%	30,048件	△ 1.8%

※「計」には、食事療養費は含まない。

〔参考〕被保険者数（年間平均）

一般被保険者	26,163人	26,569人	1.6%	26,699人	0.5%	26,675人	△ 0.1%	26,509人	△ 0.6%
退職被保険者	1,775人	1,382人	△ 22.1%	1,616人	16.9%	1,765人	9.2%	1,634人	△ 7.4%
計	27,938人	27,951人	0.0%	28,315人	1.3%	28,440人	0.4%	28,143人	△ 1.0%

医療費の5年間推移

【日数】

			平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			日数	日数	前年伸率	日数	前年伸率	日数	前年伸率	日数	前年伸率
一般被保険者分	内科	入院	76,042日	76,150日	0.1%	71,419日	△ 6.2%	73,161日	2.4%	72,804日	△ 0.5%
		入院外	334,625日	337,215日	0.8%	340,973日	1.1%	331,740日	△ 2.7%	330,582日	△ 0.3%
	歯科		96,503日	97,979日	1.5%	97,873日	△ 0.1%	97,113日	△ 0.8%	96,990日	△ 0.1%
	薬剤		152,273日	155,707日	2.3%	162,720日	4.5%	161,521日	△ 0.7%	160,457日	△ 0.7%
	食事療養費		203,525日	194,224日	△ 4.6%	184,862日	△ 4.8%	192,210日	4.0%	190,274日	△ 1.0%
	訪問看護		1,449日	1,544日	6.6%	1,715日	11.1%	2,327日	35.7%	2,644日	13.6%
	計		508,619日	512,888日	0.8%	511,980日	△ 0.2%	504,341日	△ 1.5%	503,020日	△ 0.3%
退職被保険者分	内科	入院	4,867日	2,771日	△ 43.1%	2,986日	7.8%	3,177日	6.4%	4,506日	41.8%
		入院外	32,205日	20,615日	△ 36.0%	23,620日	14.6%	26,087日	10.4%	25,380日	△ 2.7%
	歯科		9,026日	6,695日	△ 25.8%	7,956日	18.8%	8,858日	11.3%	8,367日	△ 5.5%
	薬剤		14,153日	9,465日	△ 33.1%	11,060日	16.9%	12,144日	9.8%	11,945日	△ 1.6%
	食事療養費		11,954日	6,559日	△ 45.1%	6,898日	5.2%	7,945日	15.2%	11,431日	43.9%
	訪問看護		220日	77日	△ 65.0%	55日	△ 28.6%	150日	172.7%	186日	24.0%
	計		46,318日	30,158日	△ 34.9%	34,617日	14.8%	38,272日	10.6%	38,439日	0.4%

※「計」には、薬剤、食事療養費は含まない。

【参考】被保険者数（年間平均）

一般被保険者	26,163人	26,569人	1.6%	26,699人	0.5%	26,675人	△ 0.1%	26,509人	△ 0.6%
退職被保険者	1,775人	1,382人	△ 22.1%	1,616人	16.9%	1,765人	9.2%	1,634人	△ 7.4%
計	27,938人	27,951人	0.0%	28,315人	1.3%	28,440人	0.4%	28,143人	△ 1.0%

医療費の5年間推移

【費用額】

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		費用額	費用額	前年伸率	費用額	前年伸率	費用額	前年伸率	費用額	前年伸率	
一般被保険者分	医科	入院	2,014,313,034円	2,040,576,292円	1.3%	2,148,206,348円	5.3%	2,299,255,897円	7.0%	2,423,049,058円	5.4%
		入院外	2,284,623,201円	2,418,888,729円	5.9%	2,503,197,899円	3.5%	2,561,720,308円	2.3%	2,576,031,156円	0.6%
	歯科	586,206,270円	596,793,030円	1.8%	602,761,520円	1.0%	597,819,170円	△ 0.8%	602,478,900円	0.8%	
	薬剤	1,157,863,939円	1,238,328,630円	6.9%	1,303,409,244円	5.3%	1,386,527,724円	6.4%	1,321,079,332円	△ 4.7%	
	食事療養費	135,432,613円	129,319,672円	△ 4.5%	123,364,294円	△ 4.6%	128,073,140円	3.8%	127,409,504円	△ 0.5%	
	訪問看護	16,880,700円	16,994,100円	0.7%	18,815,500円	10.7%	24,975,800円	32.7%	29,233,900円	17.0%	
	計	6,195,319,757円	6,440,900,453円	4.0%	6,699,754,805円	4.0%	6,998,372,039円	4.5%	7,079,281,850円	1.2%	
退職被保険者分	医科	入院	174,468,099円	99,064,270円	△ 43.2%	134,709,480円	36.0%	157,521,900円	16.9%	168,431,040円	6.9%
		入院外	227,596,825円	167,386,741円	△ 26.5%	202,894,107円	21.2%	226,067,681円	11.4%	235,687,260円	4.3%
	歯科	53,808,021円	39,236,220円	△ 27.1%	49,046,330円	25.0%	52,795,270円	7.6%	50,567,800円	△ 4.2%	
	薬剤	115,418,446円	85,812,670円	△ 25.7%	101,482,550円	18.3%	118,595,715円	16.9%	108,821,570円	△ 8.2%	
	食事療養費	7,959,932円	4,388,022円	△ 44.9%	4,677,182円	6.6%	5,292,136円	13.1%	8,206,754円	55.1%	
	訪問看護	2,281,850円	840,500円	△ 63.2%	572,500円	△ 31.9%	1,502,350円	162.4%	1,851,550円	23.2%	
	計	581,533,173円	396,728,423円	△ 31.8%	493,382,149円	24.4%	561,775,052円	13.9%	573,565,974円	2.1%	

【参考】被保険者数（年間平均）

一般被保険者	26,163人	26,569人	1.6%	26,699人	0.5%	26,675人	△ 0.1%	26,509人	△ 0.6%
退職被保険者	1,775人	1,382人	△ 22.1%	1,616人	16.9%	1,765人	9.2%	1,634人	△ 7.4%
計	27,938人	27,951人	0.0%	28,315人	1.3%	28,440人	0.4%	28,143人	△ 1.0%

医療費の5年間推移

【被保険者1人当たり費用額】

			平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			1人当たり費用額	1人当たり費用額	前年伸率	1人当たり費用額	前年伸率	1人当たり費用額	前年伸率	1人当たり費用額	前年伸率
一般被保険者分	医科	入院	76,991円	76,803円	△ 0.2%	80,460円	4.8%	86,195円	7.1%	91,405円	6.0%
		入院外	87,323円	91,042円	4.3%	93,756円	3.0%	96,035円	2.4%	97,176円	1.2%
	歯科		22,406円	22,462円	0.2%	22,576円	0.5%	22,411円	△ 0.7%	22,727円	1.4%
	薬剤		44,256円	46,608円	5.3%	48,819円	4.7%	51,979円	6.5%	49,835円	△ 4.1%
	食事療養費		5,176円	4,867円	△ 6.0%	4,621円	△ 5.1%	4,801円	3.9%	4,806円	0.1%
	訪問看護		645円	640円	△ 0.8%	705円	10.2%	936円	32.8%	1,103円	17.8%
	計		236,797円	242,422円	2.4%	250,937円	3.5%	262,357円	4.6%	267,052円	1.8%
退職被保険者分	医科	入院	98,292円	71,682円	△ 27.1%	83,360円	16.3%	89,248円	7.1%	103,079円	15.5%
		入院外	128,224円	121,119円	△ 5.5%	125,553円	3.7%	128,084円	2.0%	144,239円	12.6%
	歯科		30,314円	28,391円	△ 6.3%	30,350円	6.9%	29,912円	△ 1.4%	30,947円	3.5%
	薬剤		65,024円	62,093円	△ 4.5%	62,799円	1.1%	67,193円	7.0%	66,598円	△ 0.9%
	食事療養費		4,484円	3,175円	△ 29.2%	2,894円	△ 8.9%	2,998円	3.6%	5,022円	67.5%
	訪問看護		1,286円	608円	△ 52.7%	354円	△ 41.8%	851円	140.4%	1,133円	33.1%
	計		327,624円	287,068円	△ 12.4%	305,311円	6.4%	318,286円	4.2%	351,020円	10.3%

※円未満はそれぞれ四捨五入しているため、各欄を合算しても必ずしも「計」と一致しない。

【参考】被保険者数（年間平均）

一般被保険者	26,163人	26,569人	1.6%	26,699人	0.5%	26,675人	△ 0.1%	26,509人	△ 0.6%
退職被保険者	1,775人	1,382人	△ 22.1%	1,616人	16.9%	1,765人	9.2%	1,634人	△ 7.4%
計	27,938人	27,951人	0.0%	28,315人	1.3%	28,440人	0.4%	28,143人	△ 1.0%

10 療養給付費費用額の推移

被保険者数	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度当初	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込
総数	27,938	27,951	28,315	28,440	28,143	28,448	28,511	28,580	28,656
一般	26,163	26,569	26,699	26,675	26,509	26,728	26,751	27,129	27,513
未就学児	736	712	740	723	718	702	690	678	666
就学児から64歳	17,582	17,864	18,005	18,041	17,664	17,556	17,410	17,615	17,822
65歳から75歳未満	7,845	7,993	7,954	7,911	8,127	8,470	8,651	8,836	9,025
退職	1,775	1,382	1,616	1,765	1,634	1,720	1,760	1,451	1,143

一 般	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度当初	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	
	費用額									
全体	6,195,319,757	6,440,900,453	6,699,754,805	6,998,372,037	7,079,281,850	7,256,987,252	7,457,314,963	7,732,508,625	8,018,897,068	
費用額に対する伸率		3.96	4.02	4.46	1.16	2.51	2.76	3.69	3.70	
一人当	236,797	242,422	250,937	262,357	267,052	271,513	278,768	285,027	291,458	
一人当りに対する伸率		2.38	3.51	4.55	1.79	1.67	2.67	2.25	2.26	
(内訳)	未就学児	116,699,288	129,788,758	138,153,296	137,164,062	130,232,128	145,799,784	148,910,970	152,042,178	155,190,654
	費用額に対する伸率		11.22	6.44	△ 0.72	△ 5.05	11.95	2.13	2.10	2.07
	(一人当)	(158,559)	(182,288)	(186,694)	(189,715)	(181,382)	(207,692)	(215,813)	(224,251)	(233,019)
	一人当りに対する伸率		14.97	2.42	1.62	△ 4.39	14.51	3.91	3.91	3.91
	就学児から64歳	2,871,130,769	2,695,473,307	2,953,180,988	3,068,271,868	3,081,082,118	3,224,914,308	3,321,218,650	3,489,690,035	3,666,626,992
	費用額に対する伸率		△ 6.12	9.56	3.90	0.42	4.67	2.99	5.07	5.07
	(一人当)	(163,299)	(150,889)	(164,020)	(170,072)	(174,427)	(183,693)	(190,765)	(198,109)	(205,736)
	一人当りに対する伸率		△ 7.60	8.70	3.69	2.56	5.31	3.85	3.85	3.85
	65歳から75歳未満	3,207,489,700	3,615,638,388	3,608,420,521	3,792,936,107	3,867,967,604	3,886,273,160	3,987,185,343	4,090,776,412	4,197,079,422
	費用額に対する伸率		12.72	△ 0.20	5.11	1.98	0.47	2.60	2.60	2.60
(一人当)	(408,858)	(452,351)	(453,661)	(479,451)	(475,940)	(458,828)	(460,893)	(462,967)	(465,050)	
一人当りに対する伸率		10.64	0.29	5.68	△ 0.73	△ 3.60	0.45	0.45	0.45	

退 職	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度当初	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込
費用額	581,533,173	396,728,423	493,382,149	561,775,052	573,565,974	573,960,560	606,101,760	515,679,596	419,216,967
費用額に対する伸率		△ 31.78	24.36	13.86	2.10	0.07	5.60	△ 14.92	△ 18.71
一人当	327,624	287,068	305,311	318,286	351,020	333,698	(344,376)	(355,396)	(366,769)
一人当りに対する伸率		△ 12.38	6.35	4.25	10.28	△ 4.93	3.20	3.20	3.20

11 診療報酬改定率の推移

(単位：%)

	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度
全体改定率	△ 2.70	△ 1.00	△ 3.16	△ 0.82	0.19	0.00
診療報酬改定	△ 1.30	0.00	△ 1.36	0.38	1.55	1.38
薬価改定	△ 1.40	△ 1.00	△ 1.80	△ 1.20	△ 1.36	△ 1.38

9 国民健康保険事業債元利償還計画表

(単位:千円)

年 度	起 債 計 画 額	償 還 計 画 額			当 年 度 末 現 債 高
		元	金 利	子 計	
26	0	65,000	0	65,000	64,000
27	0	64,000	0	64,000	0